令和２年度

図書館要覧

白河市立図書館

SHIRAKAWA PUBLIC LIBRARY

Libran~りぶらん~

目　次

１．　白河市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
２．　白河市立図書館４館の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
３．　白河市立図書館運営基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
４．　図書館の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
５．　図書館の施設概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
６．　利用案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
７．　図書館協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
８．　令和元年度活動報告・令和２年度事業計画・・・・・・・・・・・・・・・20
９．　図書館統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
１０．予算・決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
１１．条例・規則等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

表紙の写真
　　市立図書館南側出入り口

１．白河市の概要

白河は、古代にあっては白河関が存在し、中世から近世はもとより現代まで東北の玄関口、また、県南地域の中心都市として歴史と文化を刻んできた。

平成１７年に白河市、表郷村、大信村、東村の１市３村の合併により、新たな白河市が誕生し、東北自動車道、東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に近接するという地理的優位性から活発な企業活動や、郊外型ショッピングセンターの立地が進むなど、県南地方の中核都市として、人が集いふれあうまちづくりを行政と市民、地域が一体となって推進している。

（1）沿　革

・明治 22 年	4 月	町村制施行により、自治体として白河町制施行
・昭和 24 年	4 月	白河町、大沼村が合併して白河市制施行（昭和 29 年 7 月 白坂村、同年 10 月小田川村、同 30 年 3 月 五箇村、同年 8 月古関村の関辺、旗宿地区が編入合併）
・昭和 30 年	2 月	古関村、金山村、社村が合併して表郷村となる
・昭和 30 年	3 月	釜子村、小野田村が合併して東村となる（同年 8 月 東村より小貫、太田輪が浅川町へ編入）
・昭和 30 年	4 月	信夫村、大屋村が合併して大信村となる
・昭和 44 年	8 月	白河市と西白河郡１町６村が白河地方広域圏の指定を受ける
・昭和 45 年		白河地方広域圏に東白川郡の３町１村が変更指定を受ける
・昭和 63 年	10 月	フランス共和国　コンピエーニュ市と姉妹都市提携調印
・平成 10 年	10 月	三重県桑名市、埼玉県行田市と友好都市協定
・平成 17 年	11 月 7 日	白河市、表郷村、大信村、東村が合併し、新生「白河市」となる

（2）人口（令和２年４月１日現在）

人口総数	男	女	世帯数
59,393 人	29,535 人	29,853 人	23,546 世帯

（3）位置・地勢・気候

白河市は、福島県の南部中央に位置し、東は矢吹町・泉崎村・石川町・浅川町、西は西郷村、北は天栄村、南は棚倉町・栃木県那須町に接している。総面積は 305.3ｋ㎡で、水田風景が広がる海抜 300～400ｍの平地と 400～600ｍの丘陵・山岳地帯で大部分が形成されており、最高標高は大信地域西北端にある権田倉山 976.3ｍとなっている。気候は年間平均気温約 12℃で夏は涼しく冬は季節風の影響で寒さが厳しいものの、積雪は少ない。

■白河市と図書館の位置図

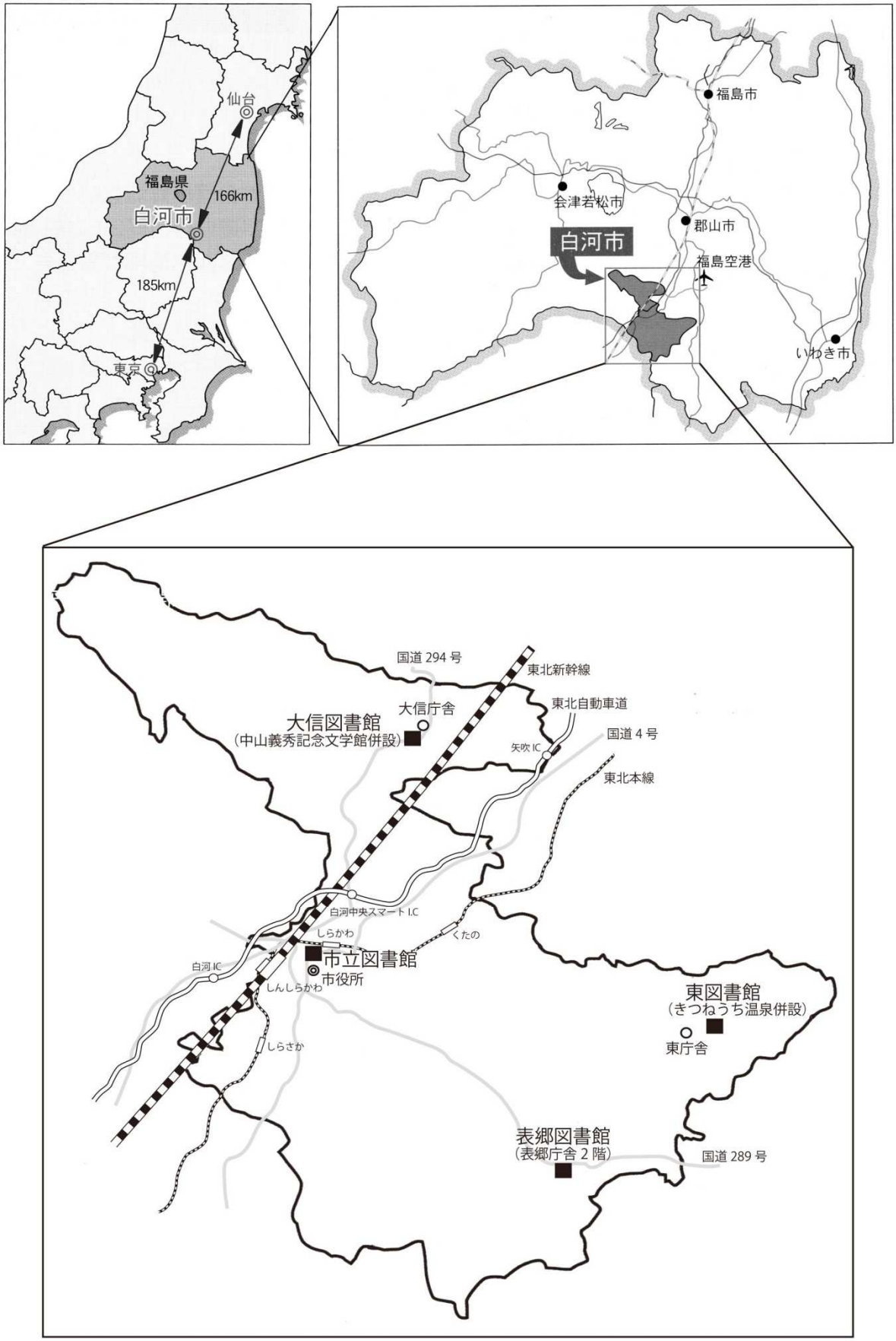

２．白河市立図書館４館の沿革

明治 42(1908)年	5 月 13 日	中町に白河町立図書館仮開館(非認可)
大正 2(1913)年	12 月 27 日	白河第一小学校内に白河町立図書館開館 (認可：蔵書 3,604 冊)
昭和 15(1940)年		白河町役場に蔵書移管
昭和 22(1947)年		南湖神社に蔵書移管
昭和 24(1949)年	4 月 1 日	白河市菖蒲沢に白河市立図書館(市制施行)開館 木造平屋 95 ㎡敷地 1,683 ㎡（昭和 23 年度蔵書 3,753 冊）
	5 月 1 日	福島県立図書館白河分館を市立図書館に併置
昭和 31(1956)年	2 月 1 日	市立図書館を新蔵町６番地に移転開館
昭和 44(1969)年	4 月 1 日	市立図書館を手代町 22-1 番地に移転開館 鉄筋コンクリート造 3 階建 777 ㎡、敷地 550 ㎡
昭和 46(1971)年	12 月 20 日	東釜子字殿田表 35 に東村中央公民館図書室を開設
昭和 47(1972)年	12 月	表郷番沢字桜下 23 番地に表郷村中央公民館図書室を開設鉄筋コンクリート造 2 階建図書室 78 ㎡
昭和 49(1974)年	4 月	大信増見字北田 58 に大信公民館内図書室を開設
昭和 59(1984)年	3 月 31 日	福島県立図書館白河分館を廃止
平成 5(1993)年	4 月 1 日	大信町屋字沢田 25 番地に大信村中山義秀記念文学館開館
平成 7(1995)年		東多世代交流センター(健康温泉館、文化センター、図書館)に東村図書館開館
平成 17(2005)年	11 月 7 日	合併により白河市立図書館となる （平成 17 年度末蔵書 90,918 冊） 合併により白河市立図書館表郷分館となる （平成 17 年度末蔵書 12,950 冊） 合併により白河市立中山義秀記念文学館となる （平成 17 年度末蔵書 32,366 冊） 合併により白河市立東図書館となる。 （平成 17 年度末蔵書 41,000 冊）
平成 21(2009)年	6 月	表郷金山字長者久保 2 番地の白河市役所表郷庁舎内に 白河市立表郷分館移転開館
平成 23(2011)年	3 月 11 日	東日本大震災の発生により、市立図書館の開館が遅れる
	4 月 1 日	地域図書館として、白河市立表郷図書館となる （図書蔵書 14,282 冊） 地域図書館として、白河市立大信図書館となる （図書蔵書 36,801 冊） 地域図書館として、白河市立東図書館となる （図書蔵書 41,207 冊）
	7 月 24 日	道場小路 96 番地 5 に市立図書館が移転開館 りぶらんの愛称で新築 （図書蔵書　123,000 冊、視聴覚　3,900 点）
平成 31（2019）年	3 月 14 日	システム改変に伴い、利用要件を変更
令和 2（2020）年	3 月 5 日～	新型コロナウイルス感染症対策としてサービスを縮小

３．白河市立図書館運営基本方針

「市民が気軽に利用し、楽しみ、くつろぎ、交流できる」～快適な図書館

１．基本理念

白河市立図書館は、図書館法の精神に則り、市民の交流・情報の拠点施設として、多様化、個性化する現代社会にあって乳幼児から高齢者まですべての市民の利用に応えるため、書籍をはじめとする印刷物、ＣＤ、ＤＶＤなどの視聴覚資料のほか、広い領域にわたる資料を選択・収集・整理し、時宜にかなった新鮮な資料・情報を積極的に提供するとともに、図書館サービスの拡充を図り、「利用者が主役」の理念を念頭に、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できるきめ細かい図書館活動を展開します。

～目指すべき図書館像～

(1)滞在できる図書館

快適で過ごしやすい空間の提供や日常の中で気軽に立ち寄れ、ゆったり時間を過ごすことのできるやすらぎの場としての滞在型図書館を目指します。

(2)交流できる図書館

性別や世代を超えた様々な市民が出会い、交流し、気軽にコミュニケーションできる、ふれあいの場・憩いの場としての図書館を目指します。

(3)知り学ぶことができる図書館

市民生活に欠かすことのできない学習活動や幅広い趣味への対応、調査研究や文化芸術活動などの支援を通して、生涯にわたり利活用できる自発的な学びの場としての図書館を目指します。

(4) 地域の歴史を集め発信する図書館

東北の玄関口として歴史上に幾たびも登場する白河。表郷、大信、東の各地域も豊かな歴史や風土を持つ地域として知られており、各地域に関連する資料やそこから発刊された資料を収集、提供し後世に伝えます。

２．重点取組事項

基本方針に沿って重点的に取り組む事項を次のとおり設定し、今後の図書館施策を展開します。

(1)知識・文化の拠点施設

図書館は、市民の多様な学習活動や文化・芸術活動を支援し、高度情報化社会に対応する「知識・文化の拠点施設」としての機能強化に努めます。また、誰もがゆったりとした環境で本や映像、音楽に親しみ、そこから得た様々な知識や情報を地域教育や文化芸術活動の向上につなげられるよう、機能の充実に努めていきます。図書館が充実することによって地域文化の向上と新たな文化の創造が図られることが期待されます。

(2)まちづくりの拠点施設

市立図書館はJR白河駅前に位置していることから、中心市街地の存在価値を高め、かつて、多くの人が行き交かった賑わいのある魅力的なまちの再生と人づくりの一端を担い、中心市街地活性化の結び目となることを目指します。

また、表郷、大信、東の図書館は各地域の中心地に位置していることから、市立図書館との一体的な運営により、各地域のまちづくりと人づくりの拠点として地域振興の一助となることを目指します。

(3)県南地域の中心都市機能施設

本市は県南地域の中心都市として、また、東北の玄関口として、歴史と豊かな都市環境を有しています。市立図書館をはじめとする３つの地域図書館は本市の文化施設であり、広域的な交流の拠点施設と周辺地域の文化向上の中心施設として機能することを目指します。

(4)「白河市子ども読書推進計画」

平成25（2013）年度に策定した「白河市子ども読書推進計画」が平成30（2018）年度に満了したことを受け、成果の検証を行なうと同時に「第二次計画」を策定しました。本市の児童・生徒が読書に親しむことのできる環境をさらに整えます。

３．白河市立図書館の基本方針

「利用者が主役」の基本理念を常に心がけ、いつでも、だれでも気軽に利用できるきめ細かいサービスを展開する図書館を目指します。

(1)資料・施設の整備と職員の資質向上

多様化、個性化する現代社会にあって、図書館は本や雑誌をはじめとする印刷物やＣＤ・ＤＶＤなどの視聴覚資料の収集と提供に努め、市民の利用に応えます。また、「居場所としての快適な空間」を、来館するすべての人が感じられるように、施設の整備や職員の接遇向上に努めます。

そして、利用者の要望に「ありません、わかりませんを言わない」図書館を目指します。

(2)多様な生涯学習意欲の支援

市民一人ひとりの知的欲求に応えることはもちろん、専門職である司書を配置することで調査研究や学術調査への要望に対しても図書館の機能は発揮されます。また、他の施設や機関との連携を通して様々な課題や学習の解決にも役立っており、「知りたい、学びたい」という自発的な声に応える施設を目指します。

(3)人材の育成

図書館は、情報と文化の蓄積、記録の保存とともに人生100年時代の知識の形成など人々の多様な生き方、考え方に深く関わることから、すべての人が文化に触れる環境を整備することで、長期的視野に立った人材育成の核となる場づくりを目指すとともに、司書の資質向上も重要な項目と位置づけ活動していきます。

(4)出会いと交流・地域文化の創造

「白河にいつまでも住み続けたいと願い、住むことを誇りに思う」。そんな地域社会への愛着は、性別や世代を超えた様々な人との出会い、交流から始まります。また、白河を訪れる多くの人との出会いは、市民の学習活動を刺激する原動力にもなります。図書館は、市民が気軽にコミュニケーションし、学習する機会や場所を提供することで、新たな地域づくり、地域文化の創造を誘発することを目指します。

(5)情報社会への対応

今日の社会は、インターネットの急速な発展に伴い、情報を瞬時に入手できるようになりました。一方で情報の氾濫や間違った情報へのアクセスも問題化しています。利用者が求めている多様な情報を収集・保存し正確な情報を提供すること、情報へのアクセス方法を利用者へ伝えサポートすることも図書館の持つ重要な機能です。

時代に合ったシステムの構築、整備や図書資料に限らない様々な情報を提供できる人材の育成を図ります。

(6)サービスの充実と都市環境の創出

現在の開館日数、開館時間は市民のライフスタイルに応え、親しみやすく利用しやすい図書館として、そのニーズに適合したものとして評価されています。白河市立図書館は、JR 白河駅前の交通の結節点に立地する利便性を生かし、都市環境の創出のために、文化資源を集積する広域交流拠点として中心市街地への回遊を誘導し、市民の交流や学習活動を促進し、「歴史と文化が融合」するまちづくりの一端を担っています。

また、表郷、大信、東の各地域図書館も、地域の中心地にあるという立地を生かしまちづくり、人づくりの一端を担う施設として、地域振興の一助となることを目指します。

(7)市民の声とともに歩む

図書館の更なるサービス向上を目指すには、外部の見識を取り入れることも重要なことから、市民の意見を反映する機会を設けます。

① 図書館協議会に図書館の管理、運営、サービスなど全般的な意見を求めます。
② 学校との連絡会議を設けて図書館との連携を図ります。
③ アンケート又は意見箱による利用者からの図書館サービスに対する意見を参考とします。
④ 利用者の多様な予約・リクエストの情報を選書に反映させます。

４．図書館の組織

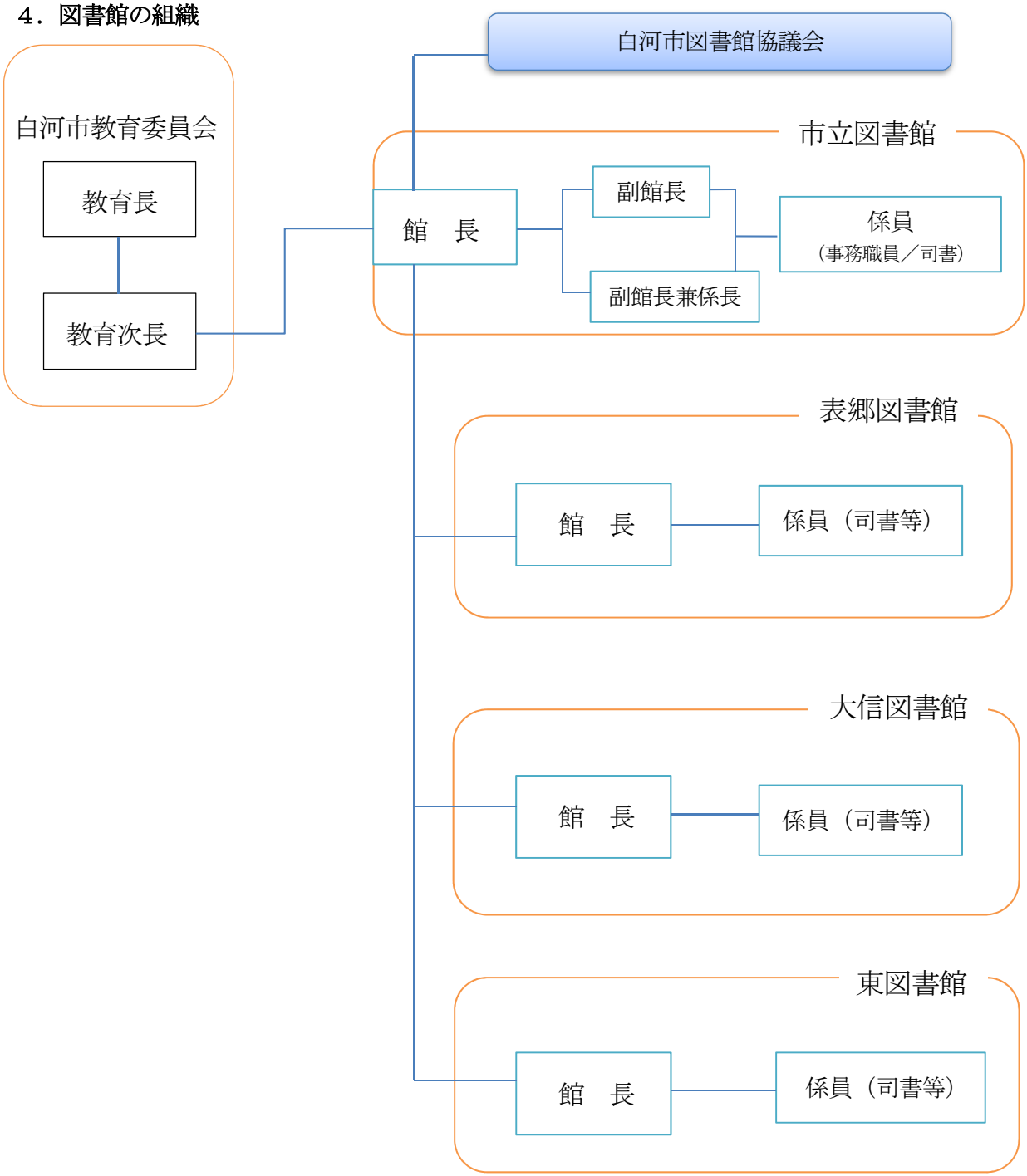

○職員数内訳　　（人）

図書館名	職員数 （うち司書数）	再任用職員 （うち司書数）	嘱託数 （うち司書数）	臨時数 （うち司書数）	合　計 （うち司書数）
市　立	１０(8)	0	１０(10)	4(3)	２４(21)
表　郷	0	1	2(2)	1(1)	4　(3)
大　信	0	0	2(1)	1	3　(1)
東	0	0	3(2)	1	4　(2)
合　計	１０(8)	1	１７(15)	7(4)	３５(27)

＊大信図書館は兼務１名（嘱託）を含む

5． 図書館の施設概況

（1） 施設概要

① 白河市立図書館～りぶらん～

[所在地]　白河市道場小路９６番地５
[電　話]　0248-23-3250　[FAX]　0248-23-4090
[構造・施設]　鉄筋コンクリート一部鉄骨造３階建(一部屋上階)
　　図書館　2,733 ㎡、地域交流機能　388 ㎡
[収蔵能力]　開架 15 万冊・閉架 10 万冊
[閲覧席数]　250 席
[駐車場台数]　133 台（うち障がい者用 3 台）
[敷地面積]　16,374 ㎡
[建設年月日]　平成 23 年 1 月竣工
[建設費]　1,665,000 千円（多目的複合施設建築費）

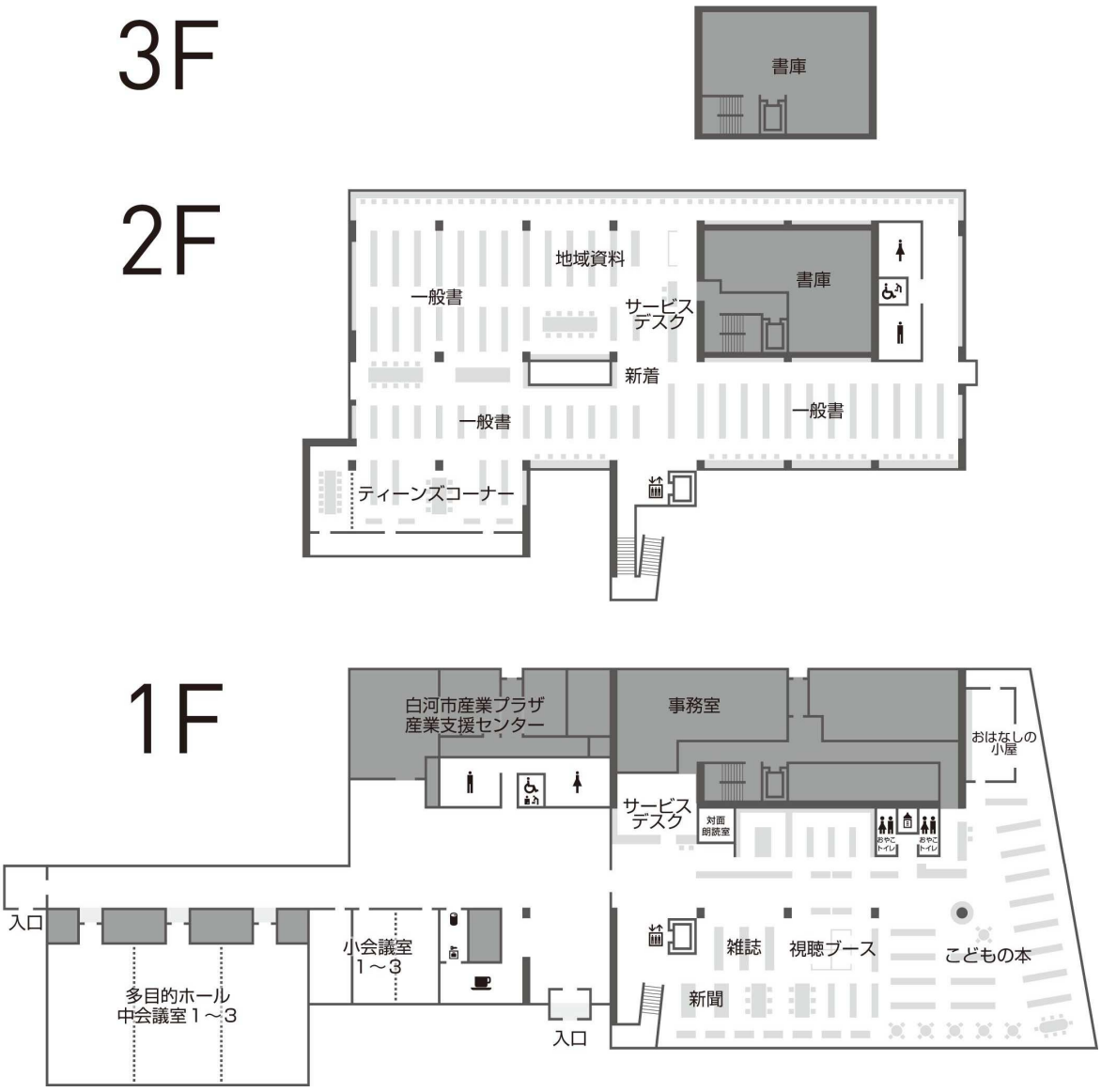

② 表郷図書館

[所在地]　白河市表郷金山長者久保２番地
[電　話]　0248-32-4784　　[FAX]　0248-32-4788
[構造・施設] 鉄筋コンクリート造３階建（表郷庁舎内）２階北側（図書館 366.76 ㎡）
[収蔵能力]　　約２万冊
[閲覧席数]　　24 席
[敷地面積]　　2,366 ㎡
[建設年月日] 平成９年７月 31 日竣工
[建設費]　　1,409,030 千円（表郷庁舎建築費）
[図書館部分改修年月] 平成 21 年２月から３月
[図書館部分改修費]　10,373 千円

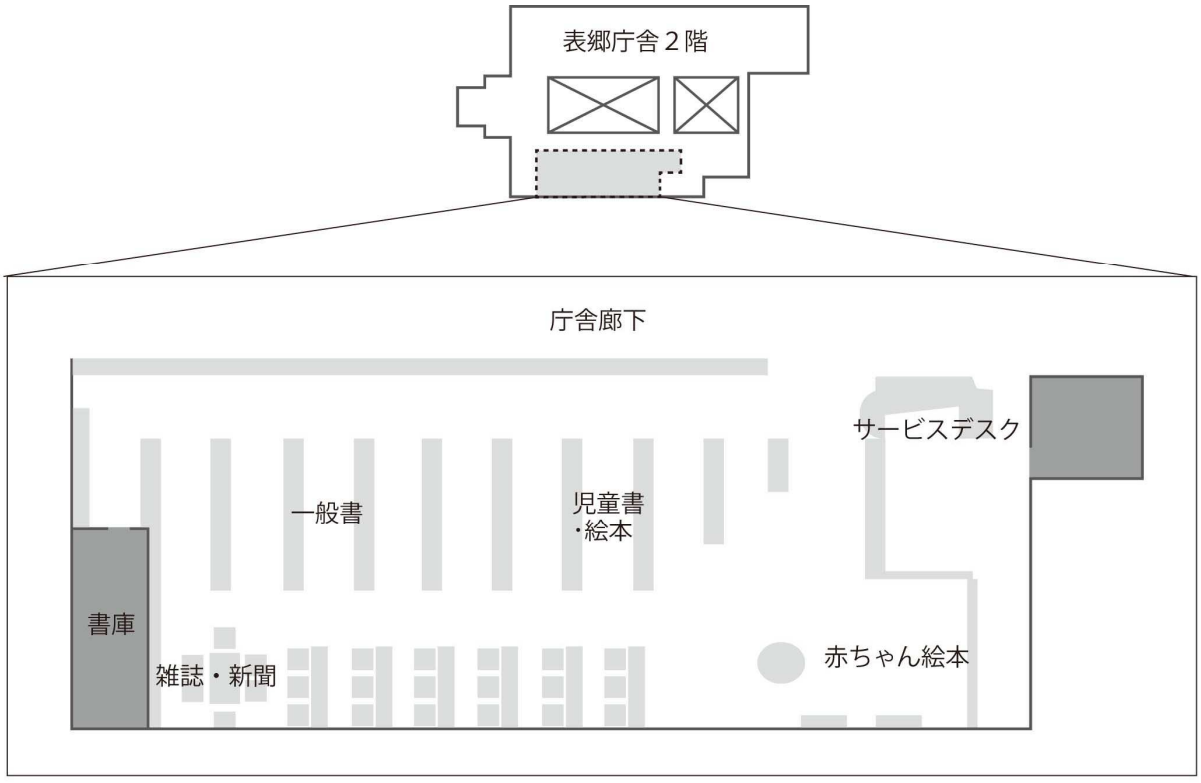

③ 大信図書館

[所在地]　白河市大信町屋字沢田 25 番地
[電話]　0248-46-3614　　[FAX]　0248-46-3702
[構造・施設]　鉄筋コンクリート一部木造平屋建（図書館 411.96 ㎡）
[収蔵能力]　　約 4 万冊
[閲覧席数]　　43 席
[敷地面積]　　4,143 ㎡
[建築年月日]　平成 5 年 3 月 31 日竣工
[建設費]　　479,943 千円（文学館建築費）

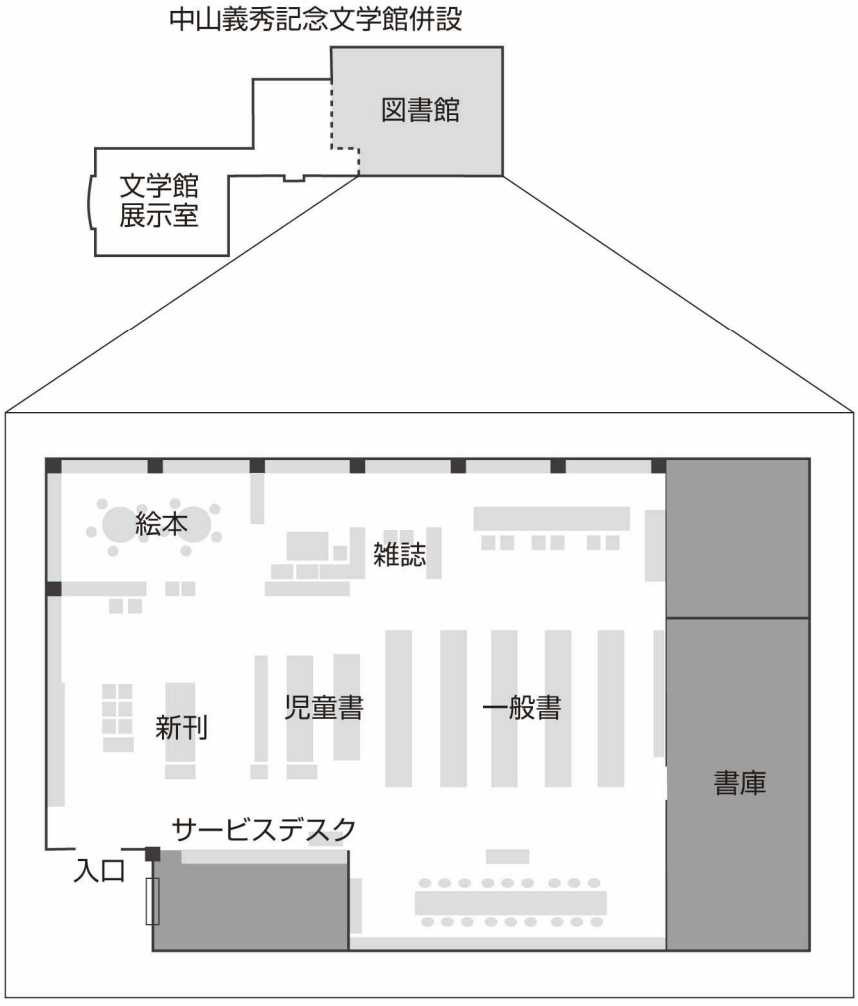

④ 東図書館

[所在地]　白河市東釜子字狐内 47
[電話]　0248-34-1130　[FAX]　0248-34-1148
[構造]　　鉄筋コンクリート造 2 階建（図書館 507.99 ㎡）
[収蔵能力]　約 6 万冊
[閲覧席数]　20 席
[敷地面積]　15,428 ㎡
[建設年月日]　平成 7 年 7 月 29 日竣工
[建設費]　　1,881,225 千円（複合施設）

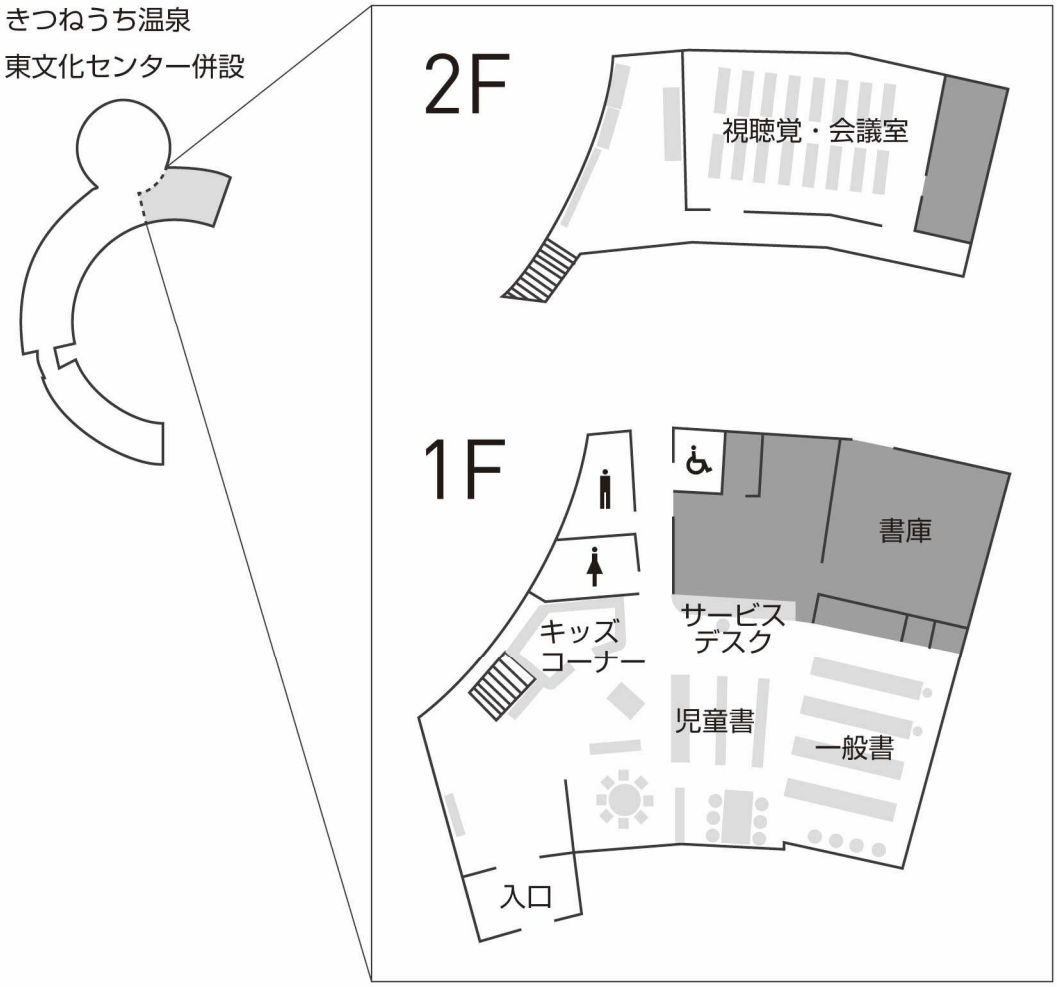

（2） 図書館コンピュータシステム

[業務システム]

	京セラコミュニケーションシステム ELCIELO（平成 31 年 3 月 13 日から）
形　式	クラウドサーバ

① 市立図書館

利用者用ＯＰＡＣ （蔵書検索用端末）	7 台
利用者用インターネット 接続パソコン	6 台
自動貸出機	4 台
クライアントパソコン	17 台（サービスデスク 9 台・事務室 8 台）
データベース用端末	1 台

② 表郷図書館

利用者用ＯＰＡＣ （蔵書検索用端末）	1 台
利用者用インターネット 接続パソコン	1 台
クライアントパソコン	3 台

③ 大信図書館

利用者用ＯＰＡＣ （蔵書検索用端末）	1 台
利用者用インターネット 接続パソコン	1 台
クライアントパソコン	3 台

④ 東図書館

利用者用ＯＰＡＣ （蔵書検索用端末）	1 台
利用者用インターネット 接続パソコン	1 台
クライアントパソコン	3 台

６．　利用案内

開　館　時　間

【市立図書館】
火曜～金曜　　午前 10 時　～　午後 8 時
土日・祝日　　午前 9 時 30 分　～　午後 6 時
【表郷・大信・東図書館】
午前 10 時　～　午後 6 時

休　　館　　日

【市立図書館】
月曜日（祝日のときは、その翌日）
毎月第１水曜日（祝日のときは、その翌日）
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
特別整理期間

【表郷図書館】
火曜日（祝日のときは、その翌日も）
祝日
毎月第１水曜日（祝日のときは、その翌日も）
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
特別整理期間

【大信図書館】
月曜日（祝日のときは、その翌日）
祝日の翌日（祝日が金曜日にあたるときは、その前日）
毎月第１水曜日（祝日のときは、その翌日）
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
特別整理期間

【東図書館】
火曜日（祝日のときは、その翌日も）
祝日
毎月の末日（12 月においては 28 日。火曜日のときは、その翌日）
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
特別整理期間

資料の閲覧

図書館内の資料は自由に閲覧できます。書庫にある資料はサービスデスクでお出しします。

資料を借りるとき

図書館利用カードが必要です。お持ちでない方は、お名前・ご住所を確認できるもの（免許証、保険証、学生証等）をご持参のうえ、各図書館のサービスデスクに申し込んでください。市内４図書館共通の利用カードをお渡しします。図書館をご利用になれる方なら、市外にお住まいでも図書館利用カードを作成することができます。

図書館の資料は、サービスデスクで借りることができます。また、市立図書館では自動貸出機を利用することもできます。

借りることの
できる期間

21 日以内（絵画：28 日以内）

借りることの
できる点数

【図書または雑誌】貸出期間内に読める冊数。

広域利用者：図書・雑誌あわせて 10 点

ただし、雑誌の最新号は借りることができません。

【視聴覚資料（CD・DVD)】CD・DVD あわせて 5 点

広域利用者：CD・DVD いずれか 1 点

【複製絵画】1 点

貸出延長

図書館ウェブサイトや電話で貸出期間の延長（2 週間）ができます。手続きできる期間は返却日の１週間前からです。ただし、予約が入っている資料、視聴覚資料等は延長することができません。また、貸出期間を過ぎてからの延長手続きはできません。

資料を返すとき

市内４図書館どこでも返すことができます。閉館時は、各図書館にあるブックポストへご返却ください。

予　　約

図書館の所蔵している資料は予約することができます。図書館にて申込用紙に記入していただくほか、図書館のウェブサイトや館内の端末からも予約ができます。（パスワードが必要です）

	予約可能冊数・点数
図書資料・雑誌	10 冊（5 冊）
視聴覚資料	5 点［CD・DVD あわせた点数］（いずれか 1 点）
複製絵画	1 点（1 点）

（　　）は広域利用者

リクエスト

図書館に所蔵のない資料を利用したい場合、リクエストを受け付けています（視聴覚資料、雑誌、コミックは除きます)。市内に在住、在学、在勤されていない方は、お住まいの地域の図書館にご相談ください。

団体貸出

市内の学校、事業所、社会教育関係団体、家庭文庫、読書会等にまとめて貸し出しを行っています。事前に団体登録が必要になりますので、サービスデスクで申し込んでください。

視聴覚資料の視聴

市立図書館では館内でCD・DVDを視聴することができます。視聴ブース（CD・DVDを利用できるブース）の利用は1階のサービスデスクで受付しています。

調べたいことがあるとき（レファレンス）

日常生活や仕事、研究で調べたいことがありましたら、お気軽にサービスデスクの職員にご相談ください。資料や情報を探すお手伝いをいたします。（クイズや懸賞・課題の回答、医療相談等はお受けいたしません）

資料の検索

図書館の資料検索は白河市立図書館に7台、各地域館に1台ずつある検索端末で検索することができます。また、図書館ウェブサイトからも資料の検索が可能です。

資料の複写

図書館の資料は著作権法の定める範囲内で複写することができます。市立図書館1階、2階にコピー機がありますので、「複写申込書」に記入しサービスデスクで確認の後、複写してください。

※複写は図書館の所蔵資料に限ります。持込資料の複写はできません。

《複写料金表》

カラー　：　50円	白黒　：　10円

※　東図書館は白黒のみの複写となります。

＊広域利用者：市外にお住まいの方

データベース

市立図書館では一部の端末でデータベースが利用できます。サービスデスクにて申し込みの上、ご利用ください。利用時間は１回１時間以内になります。
（利用は無料、紙面を印刷する場合は有料）

各データベースの詳細に関しては図書館ウェブサイトをご覧ください

データベース名	内　　容
国立国会図書館 デジタルコレクション	国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料の検索・閲覧ができます。
ヨミダス歴史館	讀賣新聞、明治７（1874）年の創刊号から現代まで約 1100 万件の記事が検索・閲覧できます。
日経テレコン	過去 30 年分の日経新聞・日経の各雑誌記事から、国内 120 万社・海外 5,000 万事業所の企業情報、ビジネスに欠かせない人事情報にいたるまで、幅広いビジネス情報を多数収録。
日経 BP 記事検索サービス	日経 BP 社の雑誌のバックナンバーの記事を、オンラインで検索できるデータベース。
ELDB アカデミック	新聞約 100 紙・雑誌約 250 誌を一括して横断的に検索できます。
聞蔵Ⅱビジュアル	朝日新聞の 1879 年の創刊から今日まで、約 1200 万件以上の記事と広告が検索できるデータベース。
第一法規法情報総合データベース	法令や判例、立法・行政・司法の公文書などが検索できるデータベース。
官報情報検索	日本国憲法施行日以降～当日発行分の官報（本紙、号外、政府調達公告版、資料版、目録）を検索できます。
福島民報縮刷版 （ＣＤ－ＲＯＭ版）	福島民報の過去の記事（2002・8～）を検索できます。

インターネット
端末

市内４図書館のインターネット端末で、インターネットが閲覧できますので、調べものにお使いください（一部のサイトへのアクセスは制限されています）。サービスデスクに申し込みのうえ、ご利用ください。市立図書館及び大信図書館の利用時間は１回１時間以内です。

表郷図書館及び東図書館の利用時間は１回 30 分以内です。
（各館とも印刷やファイルの保存はできません）。

多機能ＰＣ

ビジネスユースやレポート作成などに活用可能なパソコン（Ｗｉｎ、Ｍａｃ）を用意しています。プリントアウトも可能です（費用がかかります）。

インターネット
公衆無線ＬＡＮ

市内４図書館ではご自分のノートパソコンや携帯端末を持ち込んで、インターネットに接続することができます。ご利用方法等については、職員にお問い合わせください。なお、市立図書館内のパソコン優先席では電源を用意しています。

７．　図書館協議会

（１）白河市図書館協議会委員

	氏　　名	備　　考
会　長	金沢　美香	社会教育の関係者（第２号委員）
副会長	二宮　嘉須彦	学識経験を有する者（第４号委員）
委　員	箭内　徳二	社会教育の関係者（第２号委員）
委　員	樋口　葉子	家庭教育の向上に資する活動を行う者（第３号委員）
委　員	齋藤　正明	学識経験を有する者（第４号委員）
委　員	蛭田　敦子	学校教育の関係者（第１号委員）

任　期：平成 30 年７月１日～令和２年６月 30 日

（２）図書館協議会開催実績

開催年度	年　月　日	開　催　場　所
平成 24 年度	平成 24 年８月２日（木）	白河市立図書館スタッフミーティング室
	平成 25 年２月６日（水）	白河市立図書館（地域交流会議室）
平成 25 年度	平成 25 年４月 25 日（木）	〃
	平成 25 年 12 月５日（木）	〃
	平成 26 年２月 27 日（木）	〃
平成 26 年度	平成 26 年７月 11 日（金）	〃
	平成 27 年２月 24 日（火）	〃
平成 27 年度	平成 27 年５月 22 日（金）	〃
	平成 28 年２月 17 日（水）	〃
平成 28 年度	平成 28 年７月 20 日（水）	〃
	平成 29 年３月 16 日（木）	〃
平成 29 年度	平成 29 年６月 29 日（木）	〃
	平成 30 年 ３月 20 日（火）	〃
平成 30 年度	平成 30 年 ７月 11 日（水）	〃
	平成 30 年 12 月５日（水）	〃
	平成 31 年　２月６日（水）	〃
	平成 31 年 ３月 20 日（水）	〃
令和元年度	令和元年７月 10 日（水）	〃
	令和２年３月 17（火）	〃

８．令和元年度事業報告・令和２年度事業計画

(1) 令和元年度事業報告

① 市立図書館

ア「ちびっこおはなしのくに」

おひざにだっこした０歳から２歳の乳幼児を対象に、絵本の読み聞かせや手遊びなどを行い、幼いころから絵本との出会いを通して親子で「読書」に興味を抱くよう、ボランティアの協力を得て行いました。

時　　期	場　　所	参 加 人 数
４月～３月（第１・第３木曜日）	図 書 館（おはなしの小屋）	のべ 537 人

※「ちびっこおはなしのくに」の移り変わり

紙芝居の会	昭和 49 年から子ども読書週間にちなんで、毎週木曜日午後実施開始
紙芝居を読んでみる会	昭和 57 年から高校生（白河女子高校（現白河旭高校)、白河高校落語研究会）の協力により毎週木曜日午後４時～5 時まで実施
おはなしの国（くに）	平成３年４月から読み聞かせ、詩の朗読を毎週木曜日（14 年度から第３木曜を除く）午後３時 30 分～午後４時 30 分まで実施、平成 23 年度から「おはなし会」に名称を変更。
ちびっこおはなしのくに	平成 14 年４月から、母親・幼児を対象に絵本の読み聞かせを実施　毎月第３木曜日午前 11 時～11 時 30 分まで 平成 23 年８月から毎月第１木曜も実施。令和元年６月から、毎月第１・３木曜日午前 11 時～11 時 20 分に時間変更

イ「おはなし会」

３歳から小学生低学年を主に対象とし、読み聞かせやブックトークを行い児童の読書推進及び図書館利用の推進を図りました。

時　　期	場　　所	参 加 人 数
４月～３月（第２・第４土曜日）	図書館（おはなしの小屋）	のべ　220 人

ウ「第 43 回児童読書感想画展」（昭和 50 年～）

子ども読書週間（４月 23 日～5 月 12 日）の一環として市内全域の小学校から読書感想画を募集、図書館のエントランスホールに展示し、児童の読書活動推進と図書館利用のきっかけづくりを目的に実施しています。

時　　期	場　所	参加小学校及び点数
６月６日（木）～17 日（月）	図書館エントランスギャラリー	白河第一小学校、白河第二小学校、小田川小学校、五箇小学校、関辺小学校、みさか小学校、表郷小学校、信夫第一小学校、信夫第二小学校、大屋小学校　計 10 校、合計 92 点

エ「夏休み子ども手づくり絵本教室」（昭和 58 年～）

小学生が世界でたった一冊の自分だけの本を製作することにより、本への興味と読書意欲を高めるため開催。職員が講師となり、1 日目は本の中身作り、2 日目は表紙の作成を行いました。

時　　期	場　　所	参 加 人 数
8 月 1 日（木）～2 日（金）	地域交流会議室	11 人

オ「夏のおはなし会」（昭和 50 年～）

幼児や小学校低学年を対象に、創造力を育て、読書の楽しみへと導くため素話や読み聞かせを実施しました。同時に蔵書を活用した工作教室も実施して、親子で夏休みのひとときを楽しみました。（ボランティアが協力）

時　　期	場　　所	参 加 人 数
8 月 10（土）	図書館（おはなしの小屋）	34 人（おはなし） 37 人（工作）

カ「冬のおはなし会」（昭和 50 年～）

幼児や小学校低学年を対象に、創造力を育て、読書の楽しみへと導くため素話や読み聞かせを実施しました。同時に蔵書を活用した工作教室も実施して、親子で冬休みのひとときを楽しみました。（ボランティアが協力）

時　　期	場　　所	参 加 人 数
12 月 21 日（土）	図書館（おはなしの小屋）	25 人（おはなし） 31 人（工作）

キ「第 36 回手づくり絵本展」（昭和 59 年～）

心をこめてつくられた“世界でたった一冊の絵本”を展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことにより（来場者 853 人＊昨年度 659 人）読書や図書館への関心を高め、読書意欲の向上を図りました。手づくり絵本教室で作成した小学生の絵本も展示しました。。

時　　期	場　所	出 品 者	出 品 作 品
10 月 3 日（木）～　14 日（火）	地域交流会議室	296 人	312 点

＊10 月 12 日、13 日は台風 19 号のため休止

ク「図書館講座」

経費をかけない自主事業を実施。図書館への興味関心を引き出すとともに、生涯学習機会の拡充を図りました。県がん診療連携協議会相談支援部会との共催で県立医科大附属病院の本多つよし医師による、がんの特別講演と協議会メンバーの（がんの啓発のための）寸劇、相談会を実施。参加者からもがんについて理解を深めることができたと好評でした。図書館では「がん」情報コーナーの新設やブックリストの作成をしました。

時　　期	講　座　内　容	場　　所	参加人数
1 月　25 日（月）	「出張がん相談＆特別講演会 in 白河」	地域交流会議室	44 人

ケ「音訳者会」

音訳者の活動状況や情報共有のため、月 1 回程度開催。

コ「児童クラブ配本」（名称変更）

遠距離等の理由で、来館できない児童のため児童クラブ（４ヶ所）に図書資料の配置を行い、読書活動の機会を提供しました（1 セット＝45 冊を 5 回転）

児童クラブ名	冊数
白二小児童クラブ	225 冊
関辺小児童クラブ	225 冊
五箇小児童クラブ	225 冊
大屋小児童クラブ	225 冊

サ「館内上映会」

市内に映画館が無くなってしまったことから、懐かしい映画や親子で鑑賞できる映画等を毎月 3 回（大人向けタイトル１・子ども向けタイトル１）を地域交流会議室（多目的ホール）で上映しました。＊10 月の子ども向け上映会は台風 20 号接近のため中止。

時期、対象者及び回数	場　　所	延べ入場者数
4 月～2 月　大人向け　20 回	地域交流会議室	302 人
4 月～2 月　子ども向け 9 回	地域交流会議室	129 人
8 月 14 日～17 日 夏の上映会 4 回（大人向け・子供向け各 2 回）	地域交流会議室	95 人

シ「ブックスタート」（平成 21 年度～）

絵本を通して親子の触れ合いや愛着を深めるとともに、豊かな情操を育むことを目的に、ボランティアの協力を得て、保健センターの 1 歳児健診の待ち時間の間、絵本の配布と読み聞かせを行いました。

時　　期	場　　所	人　数
年間（12 回）	中央保健センター	449 人

ス「図書館利用促進講演会」

図書館の利用促進のため、郷土講演会として「徳川幕府の転封政策と白河藩」をテーマに、山本博文氏を招き講演会を開催しました。幕府内での白河藩の立場や歴史的な経緯等を分かりやすく講演いただきました。一般向けとして「時代小説にこめる思い」をテーマに作家の藤原緋沙子氏に講演いただきました。定信ファンということをお話になり、白河への思いが伝わる講演会となりました。

＊山本博文さんは令和 2 年 3 月 29 日にがんのため亡くなりました。

時　　期	講　　師	場　　所	人　　数
8 月 25 日(日)	山本博文氏（東大史料編纂所教授）	地域交流会議室	200 人
11 月　2 日(土)	藤原緋沙子氏（作家）	地域交流会議室	110 人

セ「学校図書館支援事業」

学校教育課と連携して学校図書館及び学校図書館司書を支援し、学校図書館の環境整備や蔵書整備等を通して、子ども読書活動を推進しました。

・学校図書館司書配置校　　小学校 15 校／中学校 8 校・学校図書館司書　12 名

ソ「りぶらん廃棄資料リユース事業」

保存期間の経過した雑誌等を無償配布し、資料の有効活用を図っています（年 7 回実施)。
令和元年度は 5,035 冊を配布しました。

タ「白河文化交流館コミネス連携事業」

コミネス開館とりぶらんの 5 周年を契機に、図書館内でコンサートや芸術に関するワークショップ等を実施し、双方の連携やＰＲを行っています。元年度は「白河まちなか国際音楽ウイーク」のプレイベントの一環として、クラリネットのコンサートと田中館長の登壇によるイタリアボローニャ市の魅力が語られました。

時　　期	内　容	参加人数
10 月 21 日（月）	クラリネット　アレッサンドロベヴェラリ~ イタリアボローニャのお話とともに	90 人

チ　特記事項

・読書ノート：白信育英資金を活用して作成。市内小中学生に配布し、図書館利用と読書促進を図りました。

・軒下ジャズコンサート

9 月 23 日、図書館西側出入り口付近の軒下で名雪祥代（sax）カルテットによる演奏会が開催されました。当日は雨模様でしたが、入館前にカサをさして演奏に聞きいる人が多く見られました。

・台風１９号、２０号　避難所開設

台風による建物への被害はありませんでしたが、市民の方が避難され職員が対応しました。

【台風 19 号】10 月 12 日、13 日を閉館。12 日 15:00 に避難所に指定される。職員対応。避難所利用あり。

【台風 20 号】10 月 18 日 8:30 から自主避難所を開設。図書館は開館。

・認知症模擬訓練（11 月 1 日）

市地域包括支援センターの主催で白河市認知症高齢者徘徊ＳＯＳネットワーク事業「模擬訓練」が図書館等を会場に行なわれました。認知症の男性が来館したという想定で職員が対応しました。高齢福祉課職員や包括支援担当職員がその対応についてアドバイスと「ゆっくりはっきり話す」などのポイントの確認を行ないました。当館職員の対応については、たいへん的確な対応であると高評価を得ました。

・図書館地区別（北日本）研修（11 月 12 日～14 日）

文部科学省と福島県立図書館の主催する図書館地区別研修が福島市と白河市を会場に開催されました。北海道、東北の図書館員 32 名ほどが参加し、図書館員の資質向上を目的とした研修が行なわれました。当館からも職員が参加しスキルアップに努めました。白河では市立図書館見学や田中図書館長による講義が行なわれました。

・図書館見学

市内小学校での「図書館見学」に対応しています。総合学習や郷土を知る授業で来館し図書館や資料の使い方を学校司書や図書館司書が説明します。図書館を日常から利用している児童が多く、マナーや図書の場所等も理解しています。

市内の幼稚園や保育園の園児も先生の引率で来館し、図書を借りるほか、おはなしの小屋で、先生が読み聞かせを行なうこともあります。近隣の特別支援学校の児童･生徒も図書館見学に訪れ、実際に本を借りるなど授業の一環として図書館が利用されました。

・クリスマスツリーの寄贈（11 月）
　市内の家具店から寄贈を受けました。ツリーの周辺のみ撮影を可能にしたところ親子や中高生が撮影する光景が多く見られました。また、図書館のマスコット「しろくん」「かわくん」の顔はめパネルを職員が手づくりして置いたところ、中高生や親子連れに好評でした。

・中高生対象としたフリーペーパー「SASUKENE」創刊
　中高生（主に 10 代）を対象とした図書館情報誌を創刊。Ａ４サイズで、おススメの本の紹介や図書館の利用方法、ＹＡコーナーに設置された投書箱に入れられていた質問や悩み相談などに答えるコーナーを中心に構成しています。

・新型コロナウイルス感染症対策
　3 月 5 日から当面の間、閲覧席の撤去、貸出・返却、当日の新聞の閲覧といったサービスの制限を行なうこととなり、年度が変わっても制限は解消されることにはなっていません。
　イベント（おはなし会、上映会等）も中止をしました。

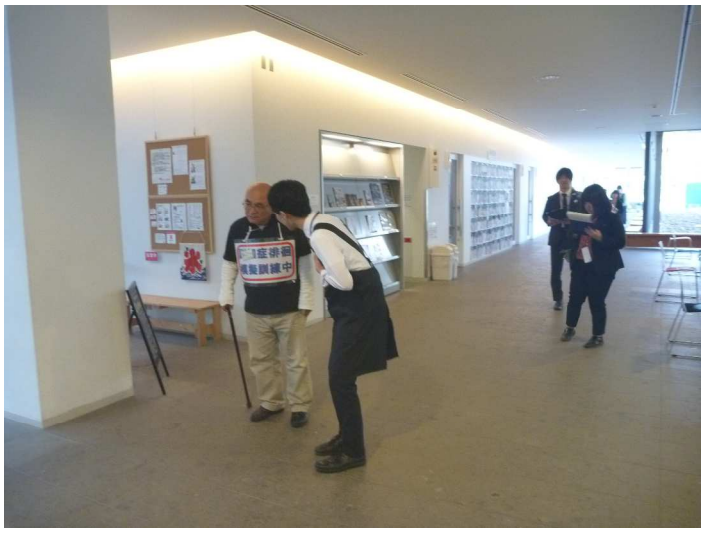

認知症模擬訓練

軒下ジャズコンサート

② 表郷図書館

ア「たのしい図書館」

幼稚園児を対象に、図書館の利用法、読み聞かせ、図書の貸出を行い、幼児期から本の楽しさと図書館を身近に感じてもらいました。読書への関心を持ってもらうことがねらいです。

時　　期	場　　所	参加人数
通年(12 回)	表郷図書館	のべ 532 人

イ「図書館学習」

小学校 2 年生を対象に、図書館の仕事や利用方法について説明、個々に利用カードを作成してもらい、自分の好きな本を借りて読書の楽しさ、図書館の使い方を学んでもらいました。

時　　期	場　　所	参加人数
11 月	表郷図書館	63 人

ウ「団体貸出」

保育園、小学校を主に団体貸出を計画的に実施し子どもの読書推進に資することができました。
また来館が難しい未就学児等にも本に親しんでもらいました。

時　　期	場　　所	貸出冊数
通年	表郷保育園（8 週ごと 50 冊)。表郷小児童クラブ（8 週ごと 100 冊)。表郷移動文庫つくしの会 (8 週ごと　30 冊。表郷小全学年学期ごと 50 冊×6 学年　300 冊)。	2,832 冊

エ「読み聞かせ『おはなし、よんで！』」

エプロンシアター、紙芝居、絵本の紹介と読み聞かせ（月別にテーマを設定)。幼児、児童（低学年）を対象に水曜日と土曜日、随時開催しました。

時　　期	場　　所	参加人数
4 月～3 月(17 回)	表郷図書館	のべ 38 人

オ「出前おはなし会」

わんぱくスクールと表郷幼稚園を対象に、出前で読み聞かせや紙芝居を行ないました。

時　　期	場　　所	参加人数
通年（のべ 9 回)	表郷公民館／表郷幼稚園	468 人

カ「表郷移動文庫　つくしの会運営補助」

民間ボランテイア団体の読み聞かせ活動に対する助成でしたが、当該年度の申請はありませんでした。

キ「びゃっこい村　手づくり絵本展開催への協賛」

一般団体が主催する手づくり絵本講習会と展示会に協賛しました。

時　　期	場　所	参加人数
8 月 5 日	手づくり絵本作り講習会	6 名
12 月	絵本展入賞作品の展示	のべ 30 名

ク「雑誌の無料配布」

保管期間の過ぎた雑誌の無料配布を実施しました。

時　　期	場　　所	人数／冊数
7月20日～27日	図書館会議室	のべ68人／149冊

ケ「ふるさと表郷まつりへの出展」

図書館コーナーを設け、雑誌リユースコーナー、図書館だよりの配布等PRに努めました。

時　　期	場　　所	立寄者数
11月4日	ふるさと表郷まつり会場	のべ130名

③ 大信図書館

ア「おはなし会」

図書館司書による読み聞かせ、紙芝居等を行い、本、読書への興味・関心を持ってもらうとともに、図書館利用の推進を図りました。

時　　期	場　　所	参　加　人　数
7月26日	大信図書館	15人
8月 9日		25人

イ「読み聞かせ教室」

地域内小学校の１・２年生を対象に読み聞かせ団体（えほんサークル・おひさま・しらかわ語りの会）による、読み聞かせ、パネルシアター、紙芝居等を行い、本、読書への興味・関心を持ってもらうとともに、図書館利用の促進を図りました。

時　　期	場　所（団体名）	対　象　人　数
6月 6日	信夫第二小学校（おひさま）	18人
6月12日	信夫第一小学校（しらかわ語りの会）	38人
6月14日	大屋小学校（えほんサークル）	24人

ウ「ブックトーク」

小学校の学年別にテーマを決めて、そのテーマを題材とした児童書数点を紹介、子どもの知的好奇心を刺激するとともに、本や読書に対する興味・関心を持ってもらうことをねらいに実施しました。

〔講　師〕しらかわ語りの会

〔テーマ〕１～３年生　「大きい小さい」／４～６年生　「妖怪」

時　　期	場　　所	対　象　人　数
10月24日	信夫第二小学校	57人
11月12日	信夫第一小学校	116人
11月29日	大屋小学校	63人

エ「団体貸出」

地域内への団体へ貸出を行ないました。

時　　期	対　象	総貸出数
随　　時	小学校、幼稚園、児童クラブ、読み聞かせ団体	2,236冊

オ「移動図書館車巡回」

地域内の園児・児童の読書普及を図るため、地域内の幼稚園へ年間６回、３小学校へ年間各校１０回、巡回し、貸出を実施しました。

時　　期	場　　所	巡回数・利用人数・利用冊数
4 月～2 月 （8 月の長期休校期間を除く）	信夫第一小学校 信夫第二小学校 大屋小学校 大信幼稚園	巡回数　年のべ 39 回（各小学校 10 回×3 校、幼稚園 9 回） ＊利 用 者　685 人 ＊入 館 者　1,344 人 ＊利用冊数　2,917 冊

カ「図書館学習」

地域内の小学校 2 年生(48 人)を対象に図書館の利用方法、資料の検索方法を説明、図書館への理解を深めるきっかけづくりを行いました。

時　期・対　象	場　　所	参　加　人　数
10 月　3 日　信夫第二小学校	大信図書館	14 人
10 月 11 日　信夫第一小学校		19 人
11 月 14 日　大屋小学校		15 人

キ「雑誌の無料配布」

保管期間の過ぎた雑誌の無料配布を実施しました。

時　　期	場　　所	人数／冊数
7 月 20 日～8 月 3 日	大信図書館	のべ 37 人／242 冊

「夏休み子ども手づくり絵本教室」（8 月 1 日・2 日）

東図書館　移動図書館「うぐいす号」五箇小学校訪問

④ 東図書館

ア「移動図書館（うぐいす号）巡回」

小学生の図書に対する関心や読書への親しみを醸成するため、各小学校に移動図書館を巡回しました。また、新１年生全員に「利用カード」作成を依頼し図書館利用の促進を図りました。

時　　期	場　　所	貸出利用人数
毎月１回（4・8・3 月を除く）	小野田小学校、釜子小学校 五箇小学校	のべ 882 人

イ「手づくり絵本教室」（説明会・作製）

世界で１冊の「自分だけの本」を作る楽しみや、完成したときの喜びを通して読書への興味・関心を深めてもらいました。

時　　期	場　　所	参　加　人　数
7 月 24 日、7 月 31 日	東図書館	12 人

ウ「手づくり絵本教室 作品展」

手づくり絵本教室で制作した絵本を館内に展示し、一般に公開。約 200 名の方が来場しました。

時　　期	場　　所	参　加　人　数
8 月 14 日～19 日	東図書館	12 人

エ「夏のおはなし会」・「冬のおはなし会」

読み聞かせやお話を通して、本への興味、関心や読書意欲を醸成するため、おはなし会を実施しました。

時　　期	場　　所	参　加　人　数
8 月　2 日	かまこ児童クラブ	61 人
12 月 25 日	小野田小児童クラブ	41 人

オ「おはなし会」

1~3 歳の乳幼児を対象に紙芝居、絵本の読み聞かせ等を行い、図書館に親近感を持ってもらうとともに、読書の楽しさや本に親しむ環境づくりを目指しました。

時　　期	場　　所	参　加　人　数
通年（6～2 月）8 回実施	東図書館	のべ 6 人

カ「地域・家庭文庫等への宅配事業」

いつでも、どこでも本に親しめるように、地域の施設等に配本、高齢者宅に図書を宅配しました。

時　　期	場　　所	冊　数
通年（3 回）	児童クラブ（2 ヶ所×100 冊×3 回）、美容院、高齢者宅（2 ヶ所×20 冊×3 回）	720 冊

キ「図書配本」

いつでも、どこでも本に親しめるように、地域内の小中学校、事業所に図書を配本しました。

時　　期	場　　所	冊　数
通年（3 回）	五箇小学校（60 冊×3 回） 東中学校（100 冊×3 回）	480 冊
	市役所東庁舎(30 冊×3 回) 民間企業（20 冊×3 回）	150 冊

ク「図書館に行こう」

地域内の幼稚園（ひがし幼稚園年中児）と 2 小学校（小野田小、釜子小）の 1・2 年生を図書館に送迎し、図書館の利用を促すとともに、図書への親しみを育成し、児童の読書推進を図りました。

時　　期	場　　所	参　加　人　数
通年（4・8・3 月除く各月） のべ 9 回	東図書館	のべ 136 人

ケ「図書館ですごそう」

小・中学校の夏休み期間中に過ごしやすい環境の図書館視聴覚室を開放し、児童・生徒への読書や学習の場を提供しました。

時　　期	場　　所	参　加　人　数
7 月 20 日～8 月 19 日 休館日をのぞく 24 日間	東図書館視聴覚室	のべ 271 人

コ「雑誌の無料配布」

保管期間の過ぎた雑誌の無料配布を実施しました。

時　　期	場　　所	人数／冊数
7 月 20 日～26 日	東図書館	のべ約 15 人／113 冊

表郷図書館　読み聞かせ

大信図書館　図書館学習（信夫二小）

(2) 令和２年度事業計画

① 市立図書館

事業名	時　期	内　　容
第 44 回児童 読書感想画展	コロナ対応のため７月以降に延期	子ども読書週間（4 月 23 日～5 月 12 日）の一環として、読書感想画を市内全域の小学校から募集し、作品をエントランスホールに展示、児童の読書活動の推進を図ります。併せて、家族や祖父母同伴での図書館への来館を促します。
白河市立図書館 利用促進講演会	未定	図書館の利用促進と読書推進のため、著名な作家を招いて講演会を開催します。2 年度は児童向けとなります。
白河市立図書館 利用促進講演会 （郷土関係）	未定	郷土史を学ぶ機会を提供し、郷土への関心を高め、郷土行政資料などの利用を推進のため講演会を開催します。
ちびっこ おはなしのくに	年間 （毎月第１・３木曜日）	乳幼児を対象に絵本の読み聞かせや手遊びなどを行い、幼い頃からの絵本との出会いを通して「読書」に興味をもたせ、同時に父母へ絵本や共に読むことの重要性を理解してもらいます。
おはなし会	年間（毎月第 2・4 土曜日）	小学生を対象に開催し、読み聞かせやブックトークを行い、児童の読書推進及び図書館利用の推進を図ります。
夏休み子ども 手づくり絵本教室	8 月上旬	世界でたった一冊の自分だけの本を制作することにより本への興味と読書意欲を高めます。
夏のおはなし会	7 月～8 月	素話や読み聞かせの中から創造力を育て、読書の楽しみ、図書館利用へと導いていくことを目的に実施します。簡単な工作も行ないます。
冬のおはなし会	12 月	
りぶらん資料リユース事業	未定（コロナウイルス感染症の影響のため）	図書館において、保存期限の過ぎた本や雑誌、蔵書として受け入れないこととした寄贈本等について、広く市民に提供します。
第 37 回 手づくり絵本展	10 月	心をこめて作られた世界でたった一冊の本を展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことにより、読書や図書館への関心を高め、読書意欲の向上を図ります。
学校図書館 支援事業	年間	学校図書館の整備及び学校司書の支援を行い、読書活動の推進に努めます。学校司書９名　小 15 校・中８校
音訳者会	年間	音訳者の活動状況や情報共有のため、月１回程度開催します。
館内映画上映会	年間	毎月３回、懐かしい映画や親子で鑑賞できる作品等を図書館地域交流会議室で上映します。大人向け１タイトル（毎月第１土曜午後、第３水曜夜）子ども向け（毎月第３土曜）
ブックスタート	4 月～3 月 （12 回）	絵本を通して親子の触れ合いを深めるとともに、豊かな情操を育むことや図書館利用の促進を図ることを目的に、乳幼児とその母親に絵本を読み、絵本を配付します（子ども育成課、中央保健センター、ボランティア協力）。

ブックスタート関連講座	延期	ブックスタートについて講師を招き理解を深める（対象は職員とボランティア）
児童クラブ配本	年間	児童クラブに図書資料の配置を行い、本に親しむ環境を整えると共に、児童と保護者の新たな図書館利用と読書活動を促します。
白河地域発行新聞デジタルアーカイブ化事業	年間	旧図書館で保管していた 1945（昭和 20）年代の新聞（白河地方版）の劣化が進み紙面の状態が悪いため、電子デジタル化と複製を行い、書庫のスペース確保を実施します。
まちかど・家庭美術館事業	年間	図書館所蔵の複製画を貸出、事業所や家庭で芸術作品に気軽に触れてもらうことを目的としています。所蔵数 163 点（うち新規購入 61 点）
読書シールラリー（仮）	延期	読書ノート用シールを集め、市内４図書館をめぐり、各館の利用促進を図ります。
認知症サポーター養成講座	1 回	図書館員向けに、認知症を正しく理解し、館内外で認知症の方をサポートしていくことができるよう講座を実施します。
私の推し本コンテスト	6 月	健康増進課との共催事業、自殺予防の観点から、市民を対象に「勇気をもらった本、元気になる本」を推薦、投票してもらう。
読書ノート配布	1 回	市内すべての小学校 1 年生に「どくしょノート」、「利用案内」「利用カード申込書」等を配布。図書館利用の促進を図ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベント・各種事業に影響が出ており、開催、日程調整等に影響が生じています。

ふるさと納税に感謝のため、ふるさとチョイス「ふるさとからありがとう」に写真を掲載。

② 表郷図書館

事業名	時　期	内　　容
たのしい図書館	通年	幼稚園児を対象に、図書館利用の方法、読み聞かせ、図書の貸出を行い、幼児期から本の楽しさと図書館を身近に感じてもらい読書に親しむ心を育むことを目的に実施します。
図書館学習	11 月	小学校低学年を対象に、図書館の仕事や利用について学び、利用登録（図書カード作成）してもらい、自分の好きな本を借りて読書の楽しさを実感してもらいます。
おはなし、 よんで！	水・土曜日 随時	エプロンシアター、紙芝居、絵本の紹介と読み聞かせ。来館した園児、児童のリクエストにも応じます。
出前お話会	10 回	わんぱくスクールや表郷幼稚園からの依頼により、読み聞かせ、紙芝居を行なう。読書の楽しみを知ってもらうことを目的にします。特に表郷幼稚園では誕生会等の機会を利用して実施します。
びゃっこい村手づくり絵本展開催への協賛	8 月･12 月	一般団体が行なう「手づくり絵本作り講習会」の会場として図書館のフロアを提供し、絵本展入賞作品の展示を行なう。
ふるさと表郷まつり「図書館コーナー」の出展	11 月上旬	「ふるさと表郷まつり」において、図書館のＰＲに努めます。 読み聞かせ、図書館利用案内、図書館だよりの配布等を実施します。

③ 大信図書館

事業名	時　　期	内　　容
おはなし会	7～8 月	幼児・児童を対象に読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアターを行い、本への興味、関心を持ってもらい読書推進を図ります。
読み聞かせ教室	6 月	読み聞かせ団体による、読み聞かせ、パネルシアター・紙芝居等を行い、本・読書への関心を持ってもらうとともに、読書推進を図ります。（ボランティア団体：えほんサークル・おひさま・しらかわ語りの会）
ブックトーク	10 月～11 月	小学校低学年・高学年それぞれに「テーマ」を設け、そのテーマに沿った本を数点紹介し、本・読書に対する興味関心を持たせ読書推進を図ります。（講師予定：しらかわ語りの会）
移動図書館	4 月～7 月 9 月～2 月	地域内で遠距離等により来館できない児童の読書普及を図るため、地域内小学校３校及び大信幼稚園を巡回し、貸出を行います。 〔実施回数〕年間計 39 回実施予定
図書館学習	10 月～11 月	地域内の小学校 2 年生を対象に図書館内での利用学習を行い、図書館利用の推進を図ります。地域内小学校各 1 回

④ 東図書館

事業名	時　期	内　　容
移動図書館	月１回 （4・8・3 月を除く）	小学校に月１回移動図書館車（うぐいす号）を巡回し、子供たちの読書についての関心や親しみを育成します。また、新年度の初めに訪問小学校の１年生児童全員に「利用カード」作成を依頼し、本事業や「図書館に行こう」時に利用できるようにします。
手づくり絵本教室 （説明会・作製）	7 月 22 日・31 日	絵本をつくる喜びや楽しさを経験することにより、本に対する興味、関心と豊かな心を醸成します。
手づくり絵本教室 作品展	8 月 12 日～17 日	手づくり絵本教室で作製した絵本を館内で展示して、一般に公開します。
おはなし会	通年（月１回）	読み聞かせ、歌あそび等を通して、読書や本に興味、関心を持ってもらうとともに、図書館利用の促進につなげます。（1 歳～3 歳児対象）
夏のおはなし会	8 月上旬	地域内児童クラブを訪問し読み聞かせやお話を通して、本に関心や興味を持ってもらい読書の楽しみを伝えます。
冬のおはなし会	12 月下旬	地域内児童クラブを訪問し読み聞かせやお話を通して、本に関心や興味を持ってもらい読書の楽しみを伝えます。。
地域・家庭文庫等への配本	通年(年 3～4 回)	いつでも、どこでも本に親しめるよう、児童クラブ、美容室等に図書を配置します。また高齢者等に図書の宅配を行います。
図書配本	通年 （年 3～4 回）	いつでも、どこでも本に親しめるよう、各学校、地域内事業所に図書を配本します。
図書館に行こう	各小学校（幼稚園）の計画日	小学校１・2 年生をバスにより図書館まで送迎し、図書館の利用機会促進と図書への親しみを持ってもらうことを目的に実施します。
図書館ですごそう	小･中学校の夏休み期間	小中学校の夏休み期間中、過ごしやすい環境の図書館視聴覚室を開放し、子供たちの読書や勉強の場を提供することにより、図書館の利用促進を図ります。

備考：４館で随時実施の事業

○図書館報の発行（毎月１回）
○図書館ウェブサイトへの事業告知や報告
○管内中学校生徒の「職場体験学習」の受け入れ
（中学校からの依頼）。
市立（5 件 10 名）・表郷（1 件 1 名）・大信（1 件 1 名）

東図書館　手づくり絵本教室

９．図書館統計

(1) 受入・蔵書冊数（令和２年３月末現在）

①　図書資料

（冊）

４館総数	図　書	雑　誌	合　計	＊参考30年度
受入冊数	21,886	4,060	**25,946**	24,081
蔵書冊数	408,385	15,222	**423,607**	407,753

＊ティーンズは内数

＊30年度の参考値には雑誌含まず

蔵書受入冊数（市立）	分類	総　記	哲　学	歴　史	社会科学	自然科学	技　術	産　業	芸　術	語　学	文　学
	受入冊数	168	393	910	1,536	776	1,129	414	2,613	230	3,668
	蔵書冊数	5,630	9,228	16,748	25,202	12,407	20,616	6,452	48,507	3,575	61,965
		児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	雑誌	合　計	うち寄贈	うち移管替等	参　考30年度
	受入冊数	2,472	811	520	336	100	3,103	18,368	941	925	18,377
	蔵書冊数	57,434	8,582	11,216	9,284	1,460	13,045	302,769	8,922	2,595	289,749
蔵書受入冊数（表郷）	分類	総　記	哲　学	歴　史	社会科学	自然科学	技　術	産　業	芸　術	語　学	文　学
	受入冊数	10	24	79	76	76	145	29	221	15	643
	蔵書冊数	165	425	724	1,212	704	1,567	353	1,944	125	10,928
		児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	雑誌	合　計	うち寄贈	うち移管替等	参　考30年度
	受入冊数	1,149	0	11	0	0	399	2,877	199	15	2,288
	蔵書冊数	14,088	0	268	0	10	955	33,468	3,655	10,759	30,925
蔵書受入冊数（大信）	分類	総　記	哲　学	歴　史	社会科学	自然科学	技　術	産　業	芸　術	語　学	文　学
	受入冊数	14	35	74	100	38	74	17	286	11	369
	蔵書冊数	240	725	1,363	2,139	1,493	1,941	706	2,808	401	14,650
		児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	雑誌	合　計	うち寄贈	うち移管替等	参　考30年度
	受入冊数	940	15	290	0	0	292	2,540	539	8	1,421
	蔵書冊数	13,769	151	1,179	0	0	628	42,042	1,859	61	40,614
蔵書受入冊数（東）	項　目	総　記	哲　学	歴　史	社会科学	自然科学	技　術	産　業	芸　術	語　学	文　学
	受入冊数	14	17	30	59	34	46	9	88	23	349
	蔵書冊数	476	767	1,188	2,637	1,303	1,423	707	2,914	270	9,776
		児童図書	ティーンズ	郷土資料	視聴覚	その他	雑誌	合　計	うち寄贈	うち移管替等	参　考30年度
	受入冊数	1,195	0	31	0	0	266	2,161	213	19	1,995
	蔵書冊数	22,976	0	297	0	0	594	45,328	1,471	50	46,465

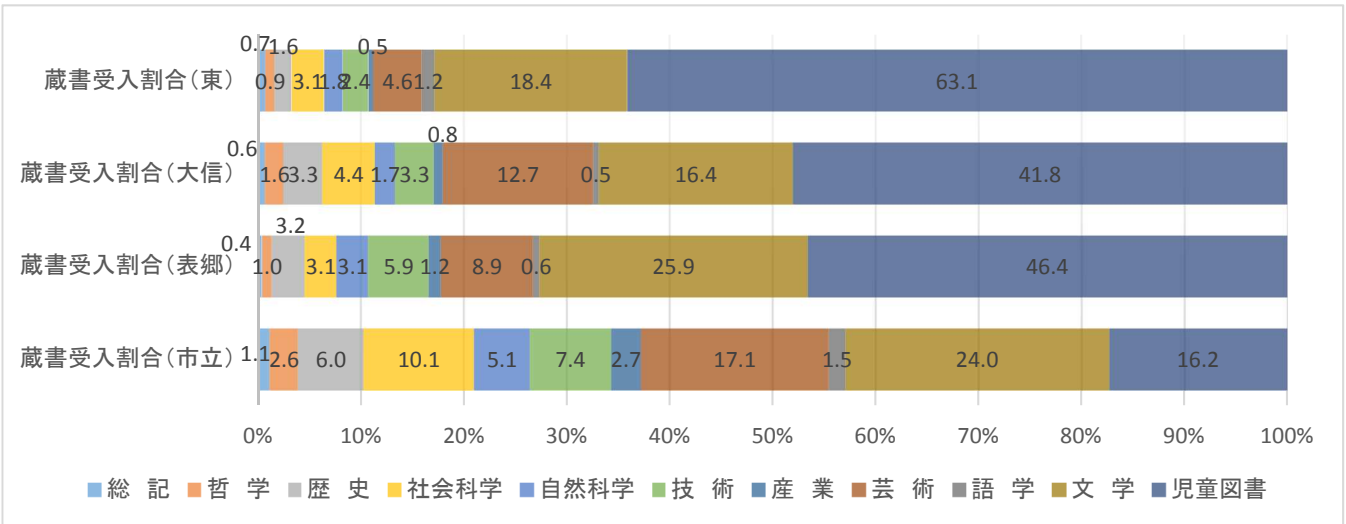

② 蔵書数の推移

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
市立	113,463	121,189	146,399	159,441	179,230	204,380	225,600	245,620	262,713	289,749	302,769
表郷	12,403	14,282	18,462	20,084	21,543	22,771	24,289	26,505	28,784	30,925	33,468
大信	36,255	37,212	37,995	38,872	39,592	39,592	41,132	40,634	40,518	40,614	42,042
東	44,405	41,207	42,186	43,130	43,269	44,460	45,490	47,017	44,495	46,465	45,328

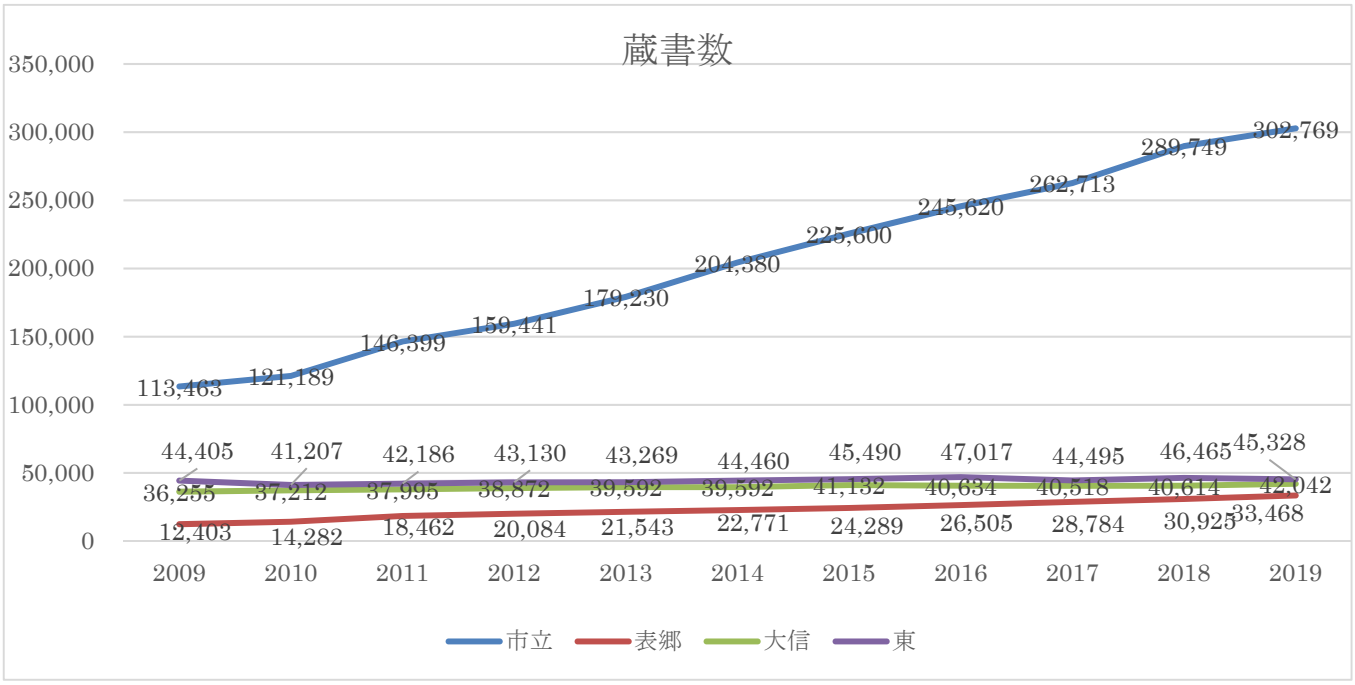

令和元年度の蔵書数

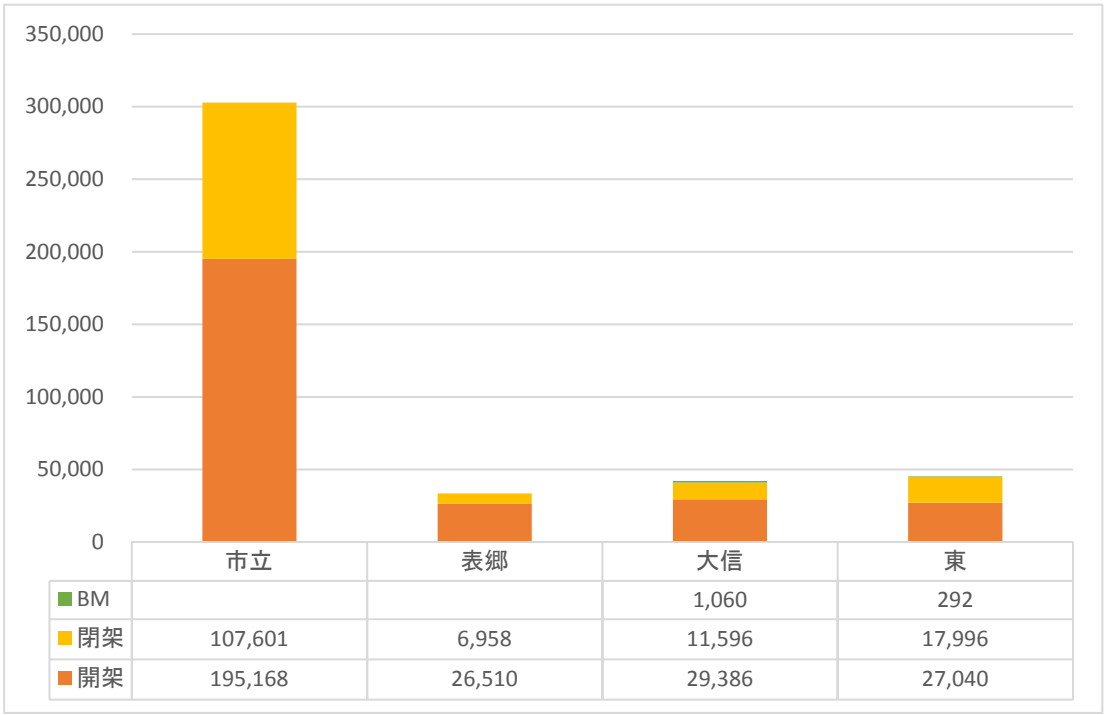

	市立	表郷	大信	東
BM			1,060	292
閉架	107,601	6,958	11,596	17,996
開架	195,168	26,510	29,386	27,040

(3) 利用統計（令和２年３月末日）

① 利用冊数及び利用者数等

（冊・点・人）

年度			平成 30 年度			令和 元 年度			備考 [1日当り]	
貸出利用状況合計	登録者数		一般	児童	合計	一般	児童	合計		
					2,122	1,419	470	1,889	30年度	元年度
	利用冊数	一般図書	467,069			455,412				
		児童図書	147,619			136,243				
		郷土資料	1,710			1,577				
		雑誌	26,473			25,900				
		視聴覚資料	40,787			40,624				
		UD	1,299			1,329				
		絵画	231			184				
		その他	498			53				
		計	685,686			661,322				
	利用者数	一般	123,608			101,261				
		児童	8,335			9,341				
		団体	762			766				
		計	132,705			111,368				
	入館者数		320,633			305,742				
貸出利用状況（市立）	利用冊数	一般図書	444,522			433,452				
		児童図書	119,575			111,193				
		郷土資料	1,646			1,505				
		雑誌	24,587			24,027				
		視聴覚資料	40,416			40,435			2267.8 冊	2140.4 冊
		UD	1,287			1,328				
		絵画	228			174				
		その他	458			53				
		計	632,719			612,167				
	利用者数	一般	116,490			94,674				
		児童	5,180			6,753			437.7 人	355.1 人
		団体	435			483				
		計	122,105			101,910				
	入館者数		295,463			282,883			1059.0 人	985.7 人

貸出利用状況（表郷）	利用冊数	一般図書	8,379	9,044	68.4 冊	67.5 冊
		児童図書	9,143	9,056		
		郷土資料	18	25		
		雑　誌	612	665		
		視聴覚資料	48	46		
		UD	5	1		
		絵画	0	0		
		その他	0	0		
		計	18,205	18,837		
	利用者数	一　般	2,568	2,450	11.5 人	10.4 人
		児　童	408	372		
		団体	96	72		
		計	3,072	2,894		
	入　館　者　数		9,407	8,819	35.4 人	31.6 人
貸出利用状況（大信）	利用冊数	一般図書	6,416	6,937	53.2 冊	49.3 冊
		児童図書	7,803	7,101		
		郷土資料	14	32		
		雑　誌	494	417		
		視聴覚資料	46	34		
		UD	7	0		
		絵画	3	9		
		その他	11	0		
		計	14,794	14,530		
	利用者数	一　般	1,955	1,864	11.3 人	10.0 人
		児　童	1,023	947		
		団体	162	143		
		計	3,140	2,954		
	入　館　者　数		5,778	5,995	20.8 人	20.3 人

貸出利用状況（東）	利用冊数	一般図書	7,752	5,979	76.8 冊	56.8 冊
		児童図書	11,098	8,893		
		郷土資料	32	15		
		雑　誌	780	791		
		視聴覚資料	277	109		
		UD	0	0		
		絵画	0	1		
		その他	29	0		
		計	19,968	15,788		
	利用者数	一　般	2,595	2,273	16.9 人	13.0 人
		児　童	1,724	1,269		
		団体	69	68		
		計	4,388	3,610		
	入　館　者　数		9,985	8,045	38.4 人	28.9 人

※登録者・利用者欄の「児童」とは、12 歳以下で、それ以外は「一般」です。
※30 年度登録者数はシステム入れ替えのため、合計のみの計上になります。
※その他：DAISY 機器類の貸出を指します。

② 蔵書総数

（冊・点）

	市　立	表　郷	大　信	東	合　計
開　架	195,168	26,510	29,386	27,040	278,104
閉　架	107,601	6,958	11,596	17,996	144,151
ＢＭ（移動図書館）	－	－	1,060	292	1,352
合　　計	302,769	33,468	42,042	45,328	423,607

※蔵書には視聴覚資料（CD・DVD）、雑誌を含みます

③ 図書館登録者数

（人）

居住地別登録者数		市立	表郷	大信	東	合計	備考
登録者数	合計	31,248	1,442	1,765	2,662	37,117	登録している人数
	市内	19,178	1,319	1,469	2,104	24,070	
	広域	12,070	123	296	558	13,047	
有効登録者数	合計	15,637	724	885	1,306	18,552	過去三年、1度は貸出を行っている人数
	市内	9,543	662	722	1,027	11,954	
	広域	6,094	62	163	279	6,598	
元年度新規登録者数	合計	1,725	87	50	52	1,914	1年間で新規に登録した人数
	市内	966	81	36	39	1,122	
	広域	759	6	14	13	792	
元年度実利用者数	合計	15,426	701	872	1,289	18,288	有効登録者のうち、今年度1度は貸出を行っている人数
	市内	9,434	640	709	1,015	11,798	
	広域	5,992	61	163	274	6,490	

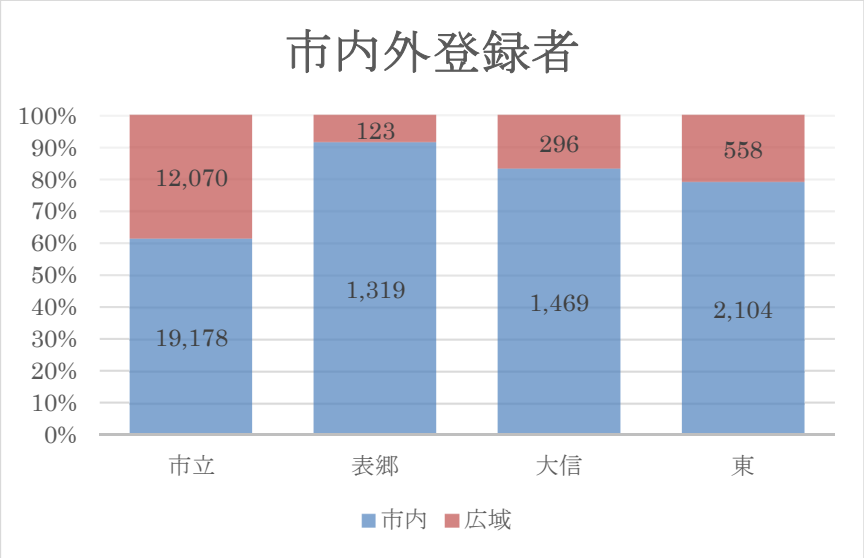

年齢別登録者数		市立	表郷	大信	東	合計	備考
登録者数	合計	31,248	1,442	1,765	2,662	37,117	登録している人数
	児童	3,098	405	475	665	4,643	
	一般	28,097	1,033	1,274	1,989	32,393	
	団体	53	4	16	8	81	
有効登録者数	合計	15,637	724	885	1,306	18,552	過去三年、1度は貸出を行っている人数
	児童	1,383	192	211	305	2,091	
	一般	14,060	509	643	990	16,202	
	団体	194	23	31	11	259	
元年度新規登録者数	合計	1,725	87	50	52	1,914	1年間で新規に登録した人数
	児童	352	61	22	35	470	
	一般	1,359	24	19	17	1,419	
	団体	14	2	9	0	25	
元年度実利用者数	合計	15,426	701	872	1,289	18,288	有効登録者のうち、今年度1度は貸出を行っている人数
	児童	1,361	188	209	304	2,062	
	一般	13,874	490	632	974	15,970	
	団体	191	23	31	11	256	

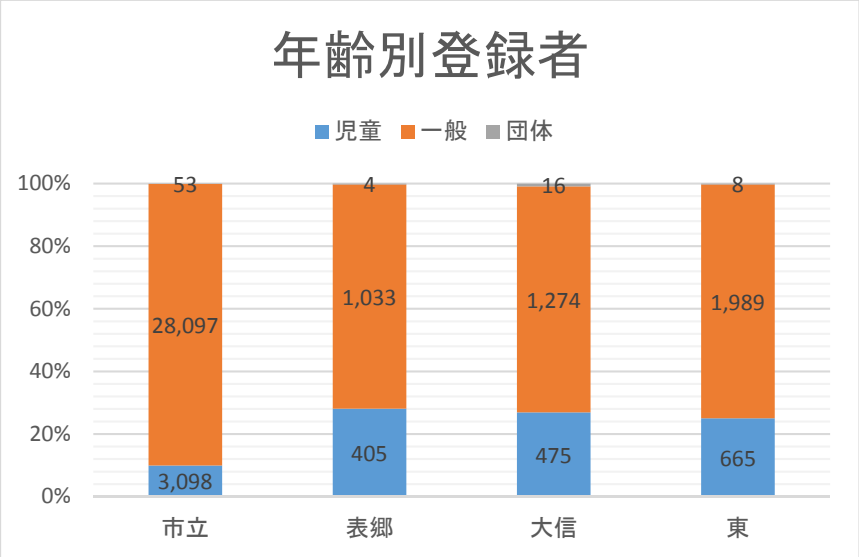

④ 貸出数

（冊・点）

	一般図書	児童図書	郷土資料	雑誌	視聴覚	UD	絵画	その他	合計
市立	433,452	111,193	1,505	24,027	40,435	1,328	174	53	612,167
表郷	9,044	9,056	25	665	46	1	0	0	18,837
大信	6,937	7,101	32	417	34	0	9	0	14,530
東	5,979	8,893	15	791	109	0	1	0	15,788
合計	455,412	136,243	1,577	25,900	40,624	1,329	184	53	661,322

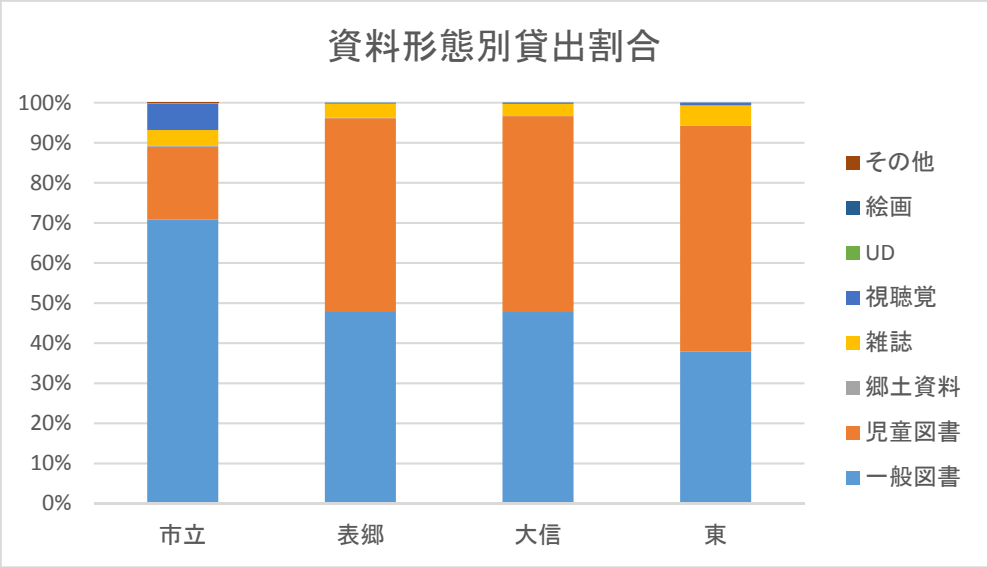

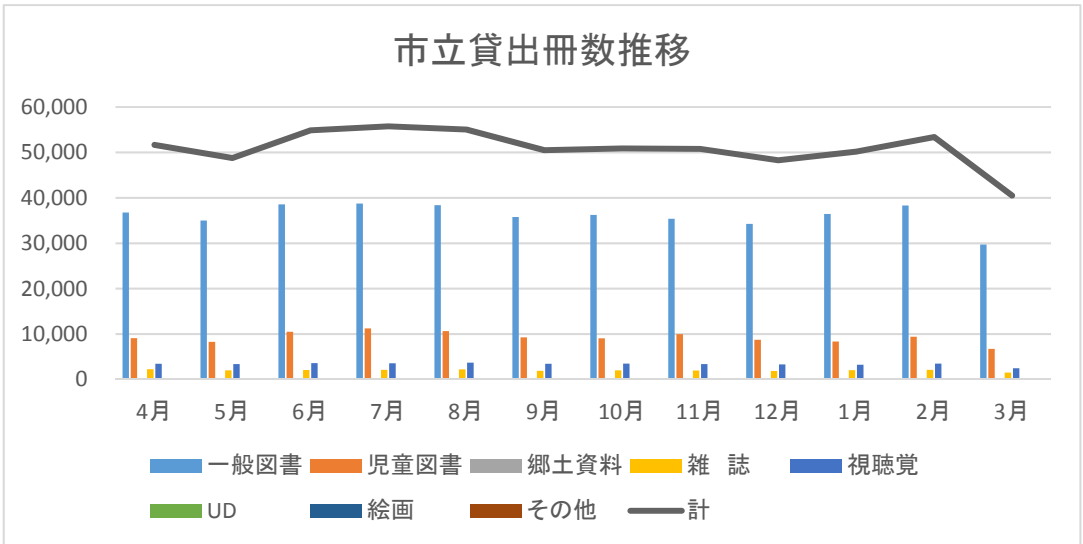

※うち団体貸出・移動図書館　　（冊）

	うち団体貸出	移動図書館	備考
市 立	3,258	-	
表 郷	2,832	-	
大 信	2,336	2,917	移動図書館 5 ヶ所
東	1,676	2,103	移動図書館 3 ヶ所
合　　計	10,102	5,020	

⑤ 貸出利用者数

（人）

	一　般	児　童	団　体	合　計	前年度比	一日あたりの利用
市 立	94,674	6,753	483	101,910	0.83	357.58
表 郷	2,450	372	72	2,894	0.94	11.39
大 信	1,864	947	143	2,954	0.94	10.59
東	2,273	1,269	68	3,610	0.82	13.37
合　計	101,261	9,341	766	111,368		

⑥ 予約及びリクエスト件数　（件）

予約内訳	市 立
予約	24,029
相互貸借	861
リクエスト	1,792

	市 立
予約（窓口）	12,192
予約（OPAC）	2,598
Web	11,892
総計	26,682

	表 郷	大 信	東	合計
予約	731	715	460	1,906
予約(OPAC)	12	0	0	12
リクエスト	0	0	3	3
合　計	743	715	460	1,918

予約（OPAC）は館内 OPAC からかけられた件数です。
Web からかけられた予約・リクエストは市立で処理をしています。

⑦ 相互貸借件数

（冊）

市立図書館	借受（他館→当館）	貸出（当館→他館）
福島県内	658	299
福島県外（北海道・東北ブロック内）	118	335
福島県外（北海道・東北ブロック外）	85	68
合　計	861（379）	702（465）

（　　）内は昨年度数値

※相互貸借・・・利用者の求めに応じて、所蔵のない図書を県内外の図書館から借受けるサービス.
他自治体の図書館へ蔵書を貸出する場合もある。

⑧ レファレンス件数

	市立	表郷	大信	東	計
レファレンス件数	5,638	194	135	142	6,109
場所案内	3,810				3,810

⑨ 受入数

（冊）

	市 立	表 郷	大 信	東	合 計
図書購入	17,427	2,678	2,001	1,948	24,054
寄 贈	941	199	539	213	1,892
合 計	18,368	2,877	2,540	2,161	25,946

＊雑誌＋視聴覚資料を含む

⑩ 弁償・除籍数

（冊）

	市 立	表 郷	大 信	東	合 計
弁 償	195	6	2	9	212
除 籍	755	419	159	364	1,697
更新除籍	4,466	1,277	1,855	1,991	9,589
移管替等	8	1	2	1,758	1,769

＊雑誌＋視聴覚資料を含む

⑪ 開館日数

（日）

	市 立	表 郷	大 信	東
開館日数	285	254	279	270

＊表郷図書館：館内、照明・空調工事のため臨時閉館　令和元年 10 月 21 日～11 月 9 日

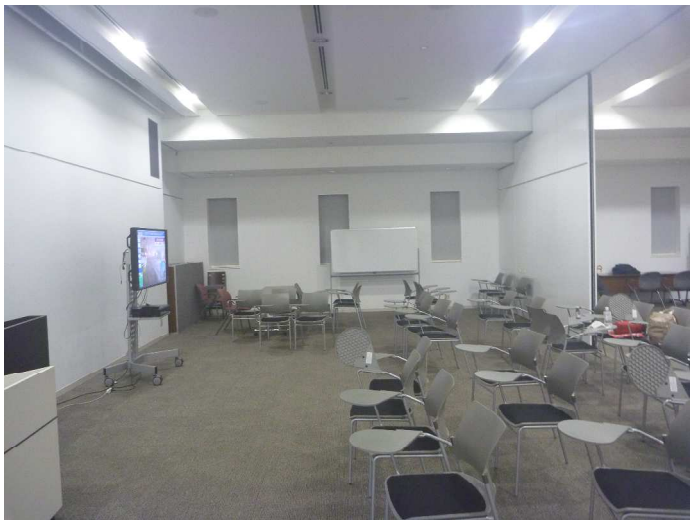

台風 19 号に対応した自主避難所設営の様子

(3) 購読雑誌一覧（令和２年３月末日現在）

① 市立図書館　　購読 218 誌

1	現代の図書館	24	ソトコト	47	日経ビジネス
2	子どもと読書	25	中央公論	48	プレジデント
3	こどもの図書館	26	日経 WOMAN	49	日経マネー
4	子どもの本棚	27	ニューズウィーク 日本版	50	明日の友
5	この本読んで！	28	婦人公論	51	ケアマネジャー
6	図書館雑誌	29	BRUTUS	52	月刊福祉
7	みんなの図書館	30	現代思想	53	月刊教職研修
8	学校図書館	31	歴史街道	54	総合教育技術
9	ダ・ヴィンチ	32	クレアトラベラー	55	蛍雪時代
10	本の雑誌	33	関東・東北じゃらん	56	ちいさいなかま
11	AERA	34	Discover Japan	57	ゼクシイ　福島版
12	an・an	35	mon mo	58	子どもと昔話
13	おとなの週末	36	旅行読売	59	ナショナル ジオグラフィック日本版
14	公募ガイド	37	月刊タクティクス	60	日経サイエンス
15	サライ	38	政経東北	61	Newton
16	サンデー毎日	39	地方自治職員研修	62	月刊天文ガイド
17	週刊朝日	40	ジュリスト	63	NHK ガッテン
18	週刊新潮	41	週刊エコノミスト	64	きょうの健康
19	週刊文春	42	会社四季報	65	月刊ナーシング
20	女性自身	43	財界ふくしま	66	壮快
21	清流	44	THE21	67	チャイルドヘルス
22	正論	45	週刊ダイヤモンド	68	Casa BRUTUS
23	世界	46	週刊東洋経済	69	新建築

70	住まいの設計	94	婦人之友	118	栄養と料理
71	日経ものづくり	95	Mart	119	きょうの料理
72	月刊 自家用車	96	毎日が発見	120	きょうの料理ビギナーズ
73	Bike JIN：培倶人	97	ドゥーパ！	121	Elle gourme
74	ベストカー	98	美しいキモノ	122	オレンジページ
75	航空ファン	99	eclat	123	蕎麦春秋
76	家電批評	100	CLASSY	124	dancyu
77	Creator Channel	101	Safari	125	かぞくのじかん
78	トランジスタ技術	102	Smart	126	月刊クーヨン
79	日経 PC２１	103	装苑	127	たまごクラブ
80	日経 Linux	104	Nicola	128	母の友
81	Mac Fan	105	NON・NO	129	ひよこクラブ
82	LDK	106	ViVi	130	プレモ：Pre-mo
83	Goods Press	107	FINE BOYS	131	ベビモ：Baby-mo
84	Begin	108	VERY	132	現代農業
85	&premium	109	Marisol	133	近代盆栽
86	ESSE	110	MEN'S NON NO	134	趣味の園芸
87	家庭画報	111	MORE	135	趣味の山野草
88	Ku:nel	112	すてきにハンドメイド	136	やさい畑
89	暮しの手帖	113	キルトジャパン	137	野菜だより
90	サンキュ！	114	毛糸だま	138	エクステリア＆ガーデン
91	住む。	115	コットンタイム	139	Wan
92	天然生活	116	美的	140	猫びより
93	ハルメク	117	うかたま	141	商業界

142	JTB 時刻表	166	DVD&動画配信でーた	190	将棋世界
143	鉄道ジャーナル	167	スポーツグラフィックナンバー	191	週刊ファミ通
144	ラジオ深夜便	168	Tarzan	192	ダンスビュウ
145	芸術新潮	169	ランナーズ	193	TIME
146	美術手帖	170	月刊ゴルフダイジェスト	194	多聴多読マガジン
147	一枚の繪	171	月刊サッカーマガジン	195	ENGLISH JOURNAL
148	週刊少年ジャンプ	172	月刊陸上競技	196	Hir@gana Times
149	ちゃお	173	ソフトテニスマガジン	197	ふらんす
150	MOE	174	卓球王国	198	現代詩手帖
151	イラストレーション	175	テニスマガジン	199	川柳マガジン
152	墨	176	バスケットボール	200	短歌
153	デジタルカメラマガジン	177	バドミントンマガジン	201	俳句
154	日本カメラ	178	バレーボール	202	ＳＦマガジン
155	おりがみ	179	ベースボールマガジン	203	オール読物
156	HOBBY JAPAN	180	ワッグル	204	群像
157	音楽の友	181	Bi CYCLE CLUB	205	小説新潮
158	jazz japan	182	サイクルスポーツ	206	新潮
159	STEREO	183	BE-PAL：ビーパル	207	STORY BOX
160	バンドジャーナル	184	山と渓谷	208	すばる
161	ROCKIN'ON JAPAN	185	つり人	209	日本児童文学
162	みんなのうた	186	相撲	210	文学界
163	Animage	187	なごみ	211	文藝
164	キネマ旬報	188	フローリスト	212	文藝春秋
165	SCREEN	189	月刊碁ワールド	213	ミステリマガジン

214	月刊ジュニアエラ	216	鉄おも	218	子供の科学
215	月刊 NEWS がわかる	217	ちゃぐりん		

② 表郷図書館　　購読 23 誌

1	男の隠れ家	9	クロワッサン	17	からだにいいこと
2	サライ	10	GLOW	18	美 ST
3	週刊新潮	11	Seventeen	19	NHK きょうの料理
4	婦人画報	12	ニコ☆プチ	20	レタスクラブ
5	婦人公論	13	VERY	21	NHK 趣味の園芸
6	旅の手帖	14	mina	22	NHK 趣味の園芸 やさいの時間
7	ディズニーファン	15	Ray	23	小説新潮
8	NHK きょうの健康	16	コットンタイム		

③ 大信図書館　　購読 23 誌

1	この本読んで！	9	MONOQLO	17	園芸ガイド
2	ダ・ヴィンチ	10	LDK	18	愛犬の友
3	一個人	11	クロワッサン	19	ねこのきもち
4	DIME	12	Seventeen	20	山と渓谷
5	歴史人	13	すてきにハンドメイド	21	文藝春秋
6	mon mo：モンモ	14	オレンジページ	22	News がわかる
7	NHKガッテン	15	dancyu	23	ちゃぐりん
8	ドゥーパ！	16	コドモエ		

④ 東図書館　　購読２４誌

1	こどもの本	9	ESSE	17	かぞくのじかん
2	日経 TRENDY	10	暮しの手帖	18	現代農業
3	婦人画報	11	サンキュ！	19	園芸ガイド
4	LEE	12	CHANTO	20	MOE
5	旅の手帖	13	STORY	21	POTATO
6	ディズニーファン	14	栄養と料理	22	小説宝石
7	日経ヘルス	15	レタスクラブ	23	月刊ジュニアエラ
8	はつらつ元気	16	SUUMO リフォーム	24	読楽（寄贈雑誌）

市立図書館　おはなしかい

大信図書館　移動図書館（大信幼稚園）

(4) 購読新聞一覧(令和２年３月末日現在)

① 市立図書館　　購読 26 紙

	紙　　名	保存期間
1	朝日新聞	１年
2	読売新聞	１年
3	産経新聞	１年
4	毎日新聞	１年
5	日本経済新聞	１年
6	福島民報	永年
7	福島民友	永年
8	河北新聞	１年
9	下野新聞	１年
10	日本農業新聞	１年
11	全国農業新聞	１年
12	繊研新聞	１年
13	日刊工業新聞	１年

	紙　　名	保存期間
14	日経産業新聞	１年
15	日経 MJ 新聞	１年
16	日刊スポーツ	１年
17	スポーツ報知	１年
18	The Japan Times	１年
19	毎日ウィークリー	１年
20	読売中高生新聞	１年
21	毎日小学生新聞	１年
22	朝日小学生新聞	１年
23	朝日新聞東京夕刊	１年
24	読売新聞東京夕刊	１年
25	毎日新聞東京夕刊	１年
26	日本経済新聞東京夕刊	１年

表郷図書館　出前おはなし会

② 表郷図書館　　購読 3 紙

	紙　　名	保存期間
1	毎日新聞	1 年
2	読売新聞	1 年
3	福島民報	1 年
4	福島民友	1 年

③ 大信図書館　　購読 4 紙

	紙　　名	保存期間
1	毎日新聞	1 年
2	朝日新聞	1 年
3	福島民報	1 年
4	福島民友	1 年

④ 東図書館　　購読 4 紙

	紙　　名	保存期間
1	読売新聞	1 年
2	福島民報	1 年
3	福島民友	1 年
4	日刊スポーツ	1 年

１０．予算・決算

(1) 令和２年度図書館一般管理費：予算額　158,613 千円

【内訳】4 館分

科　　目	当初予算額（千円）	内　　容
報酬	78	図書館協議会委員報酬
	37,420	会計年度任用職員報酬
職員手当等	5,531	会計年度任用職員期末手当
共済費	7,167	会計年度任用職員社会保険料
報償費	587	読書感想画展、音訳者報償、講師謝礼等
旅費	2,818	研修旅費、講演会講師旅費等
需用費	20,674	定期刊行物、新聞、消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	3,569	通信運搬費、手数料、保険料
委託料	20,757	警備・清掃、空調設備保守点検、電気設備保守点検等
使用料及び賃借料	24,414	図書館情報システム、公用自動車、コピー機等
工事請負費	0	
備品購入費	33,340	図書等購入費、庁用器具購入費
負担金補助及び交付金	2,258	福島県公共図書館協議会負担金等
公課費	0	
総　計	158,613	

(2) 令和元年年度図書館一般管理費：決算額　154,002 千円

【内訳】

科　　目	決算額（千円）	内　　容
報酬	72	図書館協議会委員報酬
共済費	4,832	嘱託・臨時職員社会保険料
賃金	39,939	嘱託・臨時職員賃金
報償費	482	読書感想画展、おはなしのくに報償、講師謝礼等
旅費	118	視察研修旅費、おはなし講座講師旅費
需用費	22,122	定期刊行物、新聞、消耗品費、光熱水費、修繕費等
役務費	3,561	通信運搬費、情報使用料、手数料、保険料
委託料	19,292	警備清掃委託、図書館システム委託料等
使用料及び賃借料	24,381	自動車賃借料、事務機賃借使用料等
工事請負費	1,512	
備品購入費	35,325	図書・視聴覚資料、庁用器具購入費
負担金補助及び交付金	2,190	福島県公共図書館協会費負担金等
公課費	176	
総　計	154,002	

１１．条例・規則等

○白河市立図書館条例

平成 22 年 12 月 20 日条例第 40 号
改正
平成 26 年 3 月 26 日条例第 37 号
令和元年 12 月 25 日条例第 38 号

（設置）

第１条　図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定に基づき、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第２条　図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市立図書館	白河市道場小路 96 番地 5
白河市立表郷図書館	白河市表郷金山字長者久保 2 番地
白河市立大信図書館	白河市大信町屋字沢田 25 番地
白河市立東図書館	白河市東釜子字狐内 47 番地

（休館日及び利用時間）

第３条　図書館の休館日及び利用時間は、教育委員会規則で定める。

（利用の許可）

第４条　白河市立図書館の地域交流会議室（以下「会議室」という。）を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ白河市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　教育委員会は、会議室を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

（１）　その利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

（２）　その利用が会議室の施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

（３）　その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的に反するとき。

３　教育委員会は、会議室の管理上適当でないと認めるときは、第１項の許可をしないことができる。

（使用料の納入義務）

第５条　前条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

２　前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第６条　市長は、公益上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料不返還の原則）

第７条　既に納めた使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第８条　利用者は、会議室を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

（施設等の変更の禁止）

第９条　利用者は、会議室の利用に際し、これに特別の設備をし、又はその現状の変更をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

（原状回復）

第10条　利用者は、会議室の利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

（利用の許可の取消し等）

第11条　教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

（1）　第４条第２項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

（2）　この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

（3）　前２号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

２　前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

（損害賠償）

第12条　故意又は過失により図書館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、図書館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。ただし、第５条第２項ただし書及び第６条の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 23 年４月１日から施行する。

（白河市立図書館条例の廃止）

２　白河市立図書館条例（平成 17 年白河市条例第 166 号）は、廃止する。

（中山義秀記念文学館条例の一部改正）

３　中山義秀記念文学館条例（平成 17 年白河市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第５条関係）

利用区分 利用施設	利用者	入場料の徴収の有無	使用料（１室１時間当たり）
小会議室（１・２・３）	市内	入場料を徴収しない場合	570 円
		入場料を徴収する場合	1,140 円
	その他	入場料を徴収しない場合	1,710 円
		入場料を徴収する場合	2,280 円
中会議室（１・２・３）	市内	入場料を徴収しない場合	1,140 円
		入場料を徴収する場合	2,280 円
	その他	入場料を徴収しない場合	2,280 円
		入場料を徴収する場合	4,560 円

備考

１　この表において「市内」とは、市民（個人及び団体）及び市内企業、商店等に勤務する者をいい、「その他」とはそれ以外の者をいう。

２　この表において「入場料を徴収する場合」とは、利用者が利用施設に入場する者から入場料を徴収する場合（名称を問わず、入場者から入場の対価を徴することをいう。）をいい、「入場料を徴収しない場合」とはその他の場合をいう。

３　利用者の利用時間が１時間に満たない場合は、１時間とする。

○白河市図書館協議会条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 15 号
改正 平成 24 年 3 月 22 日条例第 14 号

（設置）
第１条　図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条第１項の規定に基づき、白河市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（組織）
第２条　協議会は、委員６人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
（１）　学校教育の関係者
（２）　社会教育の関係者
（３）　家庭教育の向上に資する活動を行う者
（４）　学識経験のある者
（委員の任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第４条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
２　会議は、定例会及び臨時会とする。
３　定例会は年２回開くものとし、臨時会は必要に応じ開くものとする。
４　会長は、会議の議長となる。
５　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
６　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
７　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（庶務）
第６条　協議会の庶務は、白河市立図書館において処理する。
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 24 年３月 22 日条例第 14 号）
この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。

参考：図書館法（図書館協議会）
第十四条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
２　図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
第十五条　図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。
第十六条　図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする

○白河市立図書館規則

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　図書館奉仕
第１節　通則（第３条―第９条）
第２節　館内利用（第１０条―第１３条）
第３節　館外利用
第１款　個人貸出し（第１４条―第１９条）
第２款　郵送等による個人貸出し（第２０条―第２４条）
第３款　団体貸出し（第２５条―第３１条）
第４款　移動図書館（第３２条）
第３章　図書館資料の寄贈（第３３条）
第４章　地域交流会議室の利用（第３４－第４１条）
第５章　雑則（第４２条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、白河市図書館条例（平成２２年白河市条例第４０号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　図書館奉仕　図書館が図書館資料及び図書館を利用する者に対し行うべき奉仕をいう。

(2)　図書館資料　図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他図書館奉仕の機能を達成するため必要な資料をいう。

(3)　館内利用　図書館資料を図書館施設内で利用することをいう。

(4)　館外利用　図書館資料を図書館施設外で利用することをいう。

(5)　個人貸出し　個人の館外利用に供するため図書館資料を貸し出すことをいう。

(6)　郵送等による個人貸出し　図書館に来館できない者に対し、郵送等の方法により図書館資料の個人貸出しを行うことをいう。

(7)　団体貸出し　図書館資料を一定の団体の館外利用に供するため貸出すことをいう。

第２章　図書館奉仕

第１節　通則

（事業）

第３条　図書館は、次に掲げる事業を行う。

(1)　図書館資料を収集し、当該資料を利用しようとする者の用に供すること。

(2)　図書館資料の分類を適切にし、及びその台帳を整備すること。

(3)　図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずること。

(4)　他の図書館及び図書室と連絡し、及び協力して図書館資料の相互貸借を行うこと。

(5)　読書会、研究会、講演会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

(6)　移動図書館に関すること。

(7)　視覚聴覚障害者のための図書館資料を整備し、貸し出すこと。

(8)　その他図書館奉仕のために必要な事業

（館長）

第４条　図書館に館長を置く。

２　館長は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（その他の職）

第５条　前条に規定する職のほか、図書館に必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
副館長	館長を補佐し、図書館事務を整理する。
主幹	上司の命を受け、特に指示された事務を掌理する。
主任主査	上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
専門司書	上司の命を受け、図書館法に規定された事務を整理する。
係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
主査	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
主任司書	上司の命を受け、図書館法に規定された担任の事務を処理する。
副主査	上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。
副主任司書	上司の命を受け、図書館法に規定された高度な事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
司書	上司の命を受け、図書館法に規定された事務をつかさどる。

（休館日及び休館期間）

第６条　図書館の休館日及び休館期間は、次のとおりとする。

図書館名	休館日及び休館期間
白河市立図書館	⑴毎週月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下単に「祝祭日」という。）に当たる場合は、翌日とする。 ⑵１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで ⑶館内整理日　毎月第１水曜日。ただし、当該水曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 ⑷特別整理期間　白河市教育委員会「以下「教育委員会」という。」の承認を得て、館長が定める期間
白河市立 表郷図書館	⑴祝祭日 ⑵毎週火曜日。ただし、当該火曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 ⑶1月２日及び同月３日及び１２月２９日から同月３１日まで ⑷館内整理日　毎月第１水曜日。ただし、当該水曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 ⑸特別整理期間　教育委員会の承認を得て、館長が定める期間
白河市立 大信図書館	⑴毎週月曜日。ただし、当該月曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 ⑵祝祭日の翌日。ただし、当該祝祭日が金曜日に当たるときはその前日とする。 ⑶１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで ⑷特別整理期間　教育委員会の承認を得て、館長が定める期間
白河市立 東図書館	⑴祝祭日 ⑵毎週火曜日。ただし、当該火曜日が祝祭日に当たる場合は、翌日とする。 ⑶1月２日及び同月３日及び１２月２９日から同月３１日まで ⑷館内整理日　毎月の末日（１２月においては２８日）とし、その日が火曜日に当たるときは、その翌日とする。

	(5)特別整理期間　教育委員会の承認を得て、館長が定める期間

2　館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

（開館時間）

第７条　図書館の開館時間は、次のとおりとする。

図書館名	開館時間
白河市立図書館	(1)日曜日、土曜日及び祝日　午前９時３０分から午後６時まで (2)火曜日から金曜日まで　午前１０時から午後８時まで
白河市立表郷図書館	午前１０時から午後６時まで
白河市立大信図書館	
白河市立東図書館	

2　館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（利用者の義務等）

第８条　図書館資料及び図書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、この規則及び館長又は係員の指示に従わなければならない。

2　利用者は、図書館資料を丁寧に取り扱うとともに、書き込み等により汚損してはならない。又は書込み等を行ってはならない。

3　利用者は、図書館内(以下「館内」という。)の秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

4　館長は、図書館の管理運営上支障があると認める者に対しては、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

（損害賠償）

第９条　利用者は、図書館資料を紛失し、又は損傷したときは、図書館資料紛失・損傷届(第１号様式)を提出し、館長の指示に従いこれと同一の図書館資料若しくは相当の代価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。

2　利用者は、図書館の施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷したときは、館長の指示に従い、相当の代価をもって弁償し、又はこれを原形に復さなければならない。

第２節　館内利用

（利用の方法）

第１０条　図書館資料は、館内の所定の場所において自由に利用することができる。

（複写）

第１１条　図書館資料の複写は、図書館が利用者の求めに応じて行うものとする。

（複写することのできる図書館資料の範囲）

第１２条　図書館は、利用者の求めがあった場合は、著作権法(昭和４５年法律第４８号)第３１条に規定する範囲内で図書館資料を複写し、利用者に提供することができる。ただし、次の各号に掲げる図書館資料についてはこの限りでない。

(1)　複写により損傷するおそれのある図書館資料

(2)　寄託された図書館資料で、その寄託契約の条件として複写が禁止されているもの

(3)　その他館長が複写することを不適当と認めた図書館資料

（複写物の利用上の責任）

第１３条　複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

第３節　館外利用

第１款　個人貸出し

（登録手続等）

第１４条　個人貸出しを受けようとする者は、住所及び氏名を確認できる書類を提示の上、図書館利用登録申込書（第２号様式）を提出し、利用カード（第３号様式）の交付を受けなければならない。

２　利用カードの交付を受けた者（以下「利用カード所持者」という。）は、利用カードが不要になったときは、速やかにこれを返還しなければならない。

３　利用カード所持者は、利用カードを亡失したとき、又はその記入事項について変更があったときは、速やかにその旨を届け出て、利用カードの再交付又は訂正を受けなければならない。

４　利用カード所持者は、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

５　前項の規定に違反したことにより生じた損害については、利用カード所持者がその責めを負うものとする。

（利用手続）

第１５条　個人貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける際に利用カードを提示するものとする。

（貸出数量）

第１６条　館長は、図書館資料の種別等の区分により個人貸出しの数量を制限することができる。

（利用期間）

第１７条　図書館資料の個人貸出しの期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して２１日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用の制限）

第１８条　次に掲げる図書館資料は、館外で利用することができない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)　貴重図書及び参考図書（辞典、事典、年鑑等）

(2)　雑誌の最新号

(3)　新聞、官報及び公報

(4)　その他館長が貸し出すことを不適当と認める図書館資料

（返却）

第１９条　個人貸出しを受けた者は、図書館資料の利用を終了したとき、又はその利用期間が満了したときは、速やかに当該図書館資料を返却しなければならない。

第２款　郵送等による個人貸出し

（郵送等による個人貸出しの対象者）

第２０条　郵送等による個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住する者であって、次に掲げるものとする。

(1)　身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)第１５条の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者であって、視覚障害程度等級が１級から６級までのもの

(2)　身体障害者手帳の交付を受けている者であって、肢体不自由障害程度等級が１級から６級までのもの

(3)　前２号に掲げる者と同等の障害を有する者であって、郵送等による個人貸出し以外の方法による図書館資料の利用が困難と認められるもの

（郵送等による個人貸出しの登録手続）

第２１条　郵送等による個人貸出しを受けようとする者は、第１４条に規定する登録手続の際、身体障害者手帳又はその写しを提示するものとする。

２　図書館に来館することが著しく困難であると認められる者が、第１４条に規定する登録手続を行う場合は、郵送等により図書館利用登録申込書を提出することができる。
３　館長は、前項の規定により図書館利用登録申込書の提出があったときは、当該図書館利用登録申込書が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。
（郵送等による個人貸出しの利用手続）
第２２条　郵送等による個人貸出しを受けようとする者は、利用カードを添えて、郵送等により図書館資料の貸出しを申し込むことができる。
（利用期間）
第２３条　図書館資料の郵送等による個人貸出しの期間は、第１７条の規定にかかわらず、貸出しを受けた日の翌日から起算して１箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
（費用の負担）
第２４条　郵送等による個人貸出しに係る送料(第２１条第２項の規定により図書館利用登録申込書を提出する場合を除く。)については、図書館が負担する。

第３款　団体貸出し

（団体貸出しの対象団体）
第２５条　団体貸出しを受けることができる団体は、市内に所在する学校、官公署、会社社会教育法(昭和２４年法律第２０７号)第１０条に規定する社会教育関係団体、家庭文庫、読書会その他の団体(以下「団体」という。)とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
（登録手続等）
第２６条　団体貸出しを受けようとする団体に所属する者は、所属団体及び本人の住所及び氏名を確認できる書類を提示の上、図書館団体貸出申込書（第４号様式）を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。
２　第１４条第２項から第５項までの規定は、前項の規定により利用カードの交付を受けた者について準用する。
（利用手続）
第２７条　団体貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける際に利用カードを提示しなければならない。

（貸出数量）
第２８条　館長は、図書館資料の種別等の区分により団体への貸出数量を制限することができる。
（利用期間）
第２９条　図書館資料の団体貸出しの期間は、貸出しを受けた日の翌日から起算して３箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
（返却）
第３０条　団体貸出しを受けた者は、図書館資料の利用を終了したとき、又はその利用期間が満了したときは、速やかに当該図書館資料を返却しなければならない。
（利用の制限の準用）
第３１条　第１８条の規定は、団体貸出しについて準用する。

第４款　移動図書館

（巡回奉仕）
第３２条　図書館は、読書施設に恵まれない地域を定期的に巡回し、図書館奉仕を行うものとする。

第３章　図書館資料の寄贈

（寄贈の手続）

第３３条　図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、図書館資料寄贈届（第５号様式）を館長に提出するものとする。

第４章　地域交流会議室の利用

（会議室を利用できない日）

第３４条　条例第４条に規定する白河市立図書館の地域交流会議室（以下「会議室」という。）　は、第６条に規定する白河市立図書館の休館日及び休館期間にかかわらず、１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日までを利用できない期間とする。

（利用許可の手続）

第３５条　会議室を利用しようとするものは、地域交流会議室利用許可申請書（第６号様式）を会議室を利用しようとする日の７日前までに、教育委員会に提出しなければならない。

２　教育委員会は、会議室の利用を許可したときは、当該許可をしたもの（以下「利用者」という。）に対し地域交流会議室利用許可書（第７号様式）を交付するものとする。

（利用許可の変更手続）

第３６条　利用者は、前条第２項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合は、地域交流会議室利用許可変更（取消）申請書（第８号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

２　教育委員会は、前項の変更を許可したときは、当該利用者に対し地域交流会議室利用許可変更（取消）許可書（第９号様式）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第３７条　条例第６条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び額は、次のとおりとする。

(1)　市が主催又は共催する事業に使用する場合　全額

(2)　市内の学校教育法(昭和２２年法律第２６号)第１条に規定する学校(大学を除く。)が授業の一環として使用する場合　全額

(3)　各種団体等が市などの行政機関が所管する事業又は施策への協力を目的として使用する場合　全額

(4)　各種団体等の利用目的が利用者以外の市民福祉の向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認められる場合　全額

(5)　市が後援、協力協賛する事業の中で、全県や全国規模の事業など、特に地域振興に寄与すると認められる場合　全額

(6)　保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者又はこれらの者により構成される団体が使用する場合　１００分の５０に相当する額

(7)　市内の社会教育法第１０条に規定する社会教育関係団体が団体本来の目的のために使用する場合　１００分の５０に相当する額

(8)　社会福祉団体、まちづくり活動団体及びボランティア団体が団体本来の目的のために使用する場合　１００分の５０に相当する額

(9)　身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合　１００分の５０に相当する額

(10)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体として構成された団体が使用する場合　１００分の５０に相当する額

(11) その他教育委員会が特に認めた団体等が使用する場合　１００分の５０に相当する額

２　使用料の減免を受けようとする利用者は、第３５条第１項の規定により地域交流会議室利用許可申請書を提出する際に、当該申請書に必要事項を記入し、教育委員会へ提出するものとする。

（使用料の返還）

第３８条　条例第７条ただし書の規定により既に納めた使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1)　災害又は会議室の利用の許可を受けたものの責めに帰さない理由により会議室が利用できなくなったとき　全額

(2)　会議室を利用しようとする日の３日前までに利用の取りやめを申し出た場合で相当の理由があると認めたとき　１００分の５０に相当する額

２　前項に定める使用料の返還を受けようとする利用者は、地域交流会議室使用料返還申請書（第１０号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用許可の取消し）

第３９条　教育委員会は、条例第１１条第１項の規定により利用の許可を取り消し、又は変更したときは、地域交流会議室利用許可取消（変更）通知書（第１１号様式）により利用者に通知する。

（遵守事項）

第４０条　利用者は、会議室の利用にあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　図書館の施設、設備等を滅失し、又は損傷しないこと。

(2)　利用後は、施設内の清掃及び整とんをすること。

(3)　施設内の風俗及び秩序を乱さないこと。

(4)　酒類を持ちこまないこと。

(5)　係員の指示に従うこと。

（損傷等の届出）

第４１号　会議室の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第５章　雑則

（その他）

第４２条　この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

（白河市立図書館規則及び白河市立東図書館規則の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

(1)　白河市立図書館規則（平成１７年白河市教育委員会規則第３１号）

(2)　白河市立東図書館規則（平成１７年白河市教育委員会規則第３２号）

（中山義秀記念文学館条例施行規則の一部改正）

３　中山義秀記念文学館条例施行規則（平成１７年白河市教育委員会規則第４１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（経過措置）

４　この規則の施行の日の前日までに、廃止前の白河市立図書館規則及び白河市立東図書館規則並びに改正前の中山義秀記念文学館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす

○白河市立図書館資料収集方針

平成２１年１２月２２日

前文

白河市立図書館は市民の知る権利を保障し、市民の求める資料、情報に必ず応えることができるように努め、あわせて地域の文化を（継承し）高めるために、資料の収集を行います。

本方針を広く公開し、市民と協働した「みんなの図書館」を目指します。

１　基本方針

（１）資料の収集は、市民の要求に基づき、市民個人の思想的・宗教的・政治的立場を尊重し、自由で公正な選定のもとに行います。

（２）主義・主張や多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集します。

（３）市民の日常生活や調査研究に役立ち、教養を高め、娯楽・趣味等に資する資料を中心に収集します。

（４）多種多様広範な要求に応えるため、図書のほか新聞、雑誌、パンフレット、大活字本、紙芝居、楽譜、視聴覚資料、電子資料なども積極的に収集するほか、白河市を中心とする地域の郷土・行政資料は徹底的かつ網羅的に収集します。

ただし、活字以外の資料については活字資料とのバランスを考慮して収集します。

（５）基本的人権の侵害にかかわる問題などの資料の公開及び取り扱いについては、全職員で充分協議するほか、必要に応じて市民にも意見を求め、館長がこれを決定します。

２　資料別収集方針

（１）　一般図書

市民が日常生活に必要な実用書をはじめ、教養・娯楽・趣味等各分野にわたり、幅広く収集します。

（２）　児童図書

情操を豊かに育む資料および楽しむことのできる資料はもとより、学校や学校図書館への支援および連携を考慮した資料を収集します。

（３）　参考図書

調査研究を行うために必要な辞書・辞典・年鑑・便覧・統計・白書等を各分野にわたって収集します。

（４）　郷土資料

白河市に関するものを中心に、福島県内と栃木・茨城両県北部までを含む範囲での歴史・社会・文化などに関するもの、古文書・記録・映像・録音資料を積極的に収集します。

特に、だるま、そば・ラーメン等の粉食関係、県南地方の歴史・文化関係の図書、白河にまつわる芭蕉・西行、城郭、松平定信、中山義秀文学賞受賞者の作品等を収集します。

（５）行政資料

白河市をはじめ関係行政機関で公刊された資料を網羅的に収集します。

（６）新聞

国内発行の主要な全国紙及び地方紙で児童及び青少年向けのものも含めて収集します。

地域社会の経済及び産業に役立つ専門紙並びに機関紙についても、利用度に応じて収集します。

（７）雑誌

国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、生活、教養、娯楽、趣味等に役立つ一般誌、週刊誌、女性雑誌で、児童及び青少年向けのものも含めて収集します。

地域社会の経済、産業及び科学技術に役立つ専門誌も、必要に応じて収集します。

（８）視聴覚資料

趣味、教養、娯楽または文化活動に資するため、クラシック、ポピュラー、民族音楽、芸術、演芸、ドキュメンタリー、文学作品、スポーツ等の基本的作品及び代表的実演歌

の作品を中心に収集します。
ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

（9）電子化資料

CD-ROM 等のパッケージされた電子化資料は、その特性を活かして製作されたものを中心に必要に応じて収集します。ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

ネットワーク上の情報源については「収集」という概念はあたりませんが、必要に応じて提供するよう努めます。

(10) 障害者資料

視覚障害者等の利用に供するため、点字資料、大活字本、録音図書などを収集します。

(11) 漫画、コミック

長い年月を経て評価が定まったもの、芸術性の高いもの、定評のあるもの、時代を表現したものを中心に収集します。

ただし、実際の購入にあたっては活字資料とのバランスを考慮します。

3　ジャンル別収集方針

（1）　歴史・伝記・地理

多様なレベルの図書を収集します。また、姉妹都市、友好都市に関する資料は積極的に収集します。

（2）　社会科学

多様な観点にたったものを幅広く収集します。法令・判例集は逐次更新します。

（3）　技術・工学・家庭

数学・物理・科学・地学・天文・生物などの入門、解説書を中心に、各分野の事典・図鑑類は幅広く、医学・健康分野は最新情報のものを収集します。

（4）　産業

農業・園芸関係は実用書を、商業は経営に役立つものを収集します。

4　寄贈・寄託資料

寄贈・寄託される資料は、寄贈者及び寄託者の意思を尊重し、かつ本方針に準拠して受け入れます。

5　その他

この方針に定めるもののほか、資料収集に関する事項については、館長が別に定めます。

令和２年度

図 書 館 要 覧

令和２年７月　発行・編集
白河市立図書館

白河市道場小路 96 番地 5
電話　0248-23-3250